

総務企画委員会記録
<第4号>

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成24年3月22日（木曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成24年3月22日 木曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後7時33分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県私立学校施設改築促進事業基金条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県高校生及び被災生徒等修学支援基金条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 7 乙第7号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 8 乙第8号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第9号議案 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 10 乙第10号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 11 乙第12号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例
- 12 乙第13号議案 沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

- 13 乙第47号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 14 乙第48号議案 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例
- 15 乙第49号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 16 乙第53号議案 全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
- 17 乙第54号議案 西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
- 18 乙第55号議案 包括外部監査契約の締結について
- 19 請願第1号及び陳情平成20年第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号、同第86号、同第87号、同第91号、同第144号、同第150号、同第200号、陳情平成21年第19号、同第38号、同第58号、同第59号、同第66号、同第69号、同第88号、同第91号の2、同第103号、同第104号、同第111号、同第120号、同第122号、同第128号、同第144号、同第147号、同第171号、同第174号、同第175号、同第201号、同第202号、陳情平成22年第6号、同第9号、同第10号、同第17号、同第18号、同第43号、同第61号、同第71号、同第82号、同第96号、同第130号、同第158号、同第163号、同第168号、同第169号、同第192号、陳情平成23年第12号、同第26号、同第53号、同第73号、同第83号、同第98号、同第99号、同第114号、同第125号、同第126号、同第138号、同第146号、同第155号、同第166号、同第170号、同第173号、同第177号、同第178号、同第188号、陳情第3号、第6号、第15号、第17号、第23号、第36号、第40号、第43号、第49号、第56号、第60号及び第71号
- 20 閉会中継続審査（調査）について
- 21 審査日程の変更について（追加議題）
- 22 参考人からの意見聴取について（追加議題）
- 23 広報、危機管理及び消防防災についてに係る不発弾等対策条例（案）について（追加議題）
- 24 総務企画委員会所管事務調査事件の変更について（追加議題）

出席委員

委員 長	當 間	盛 夫	君
副委員 長	山 内	末 子	さん
委 員	島 袋	大 君	
委 員	吉 元	義 彦	君

委	員	照	屋	守	之	君
委	員	浦	崎	唯	昭	君
委	員	高	嶺	善	伸	君
委	員	新	里	米	吉	君
委	員	前	田	政	明	君
委	員	金	城		勉	君
委	員	糸	洲	朝	則	君
委	員	新	垣	清	涼	君
委	員	上	里	直	司	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知	事	公	室	長	又	吉	進	君
基	地	対	策	長	親	川	達	男
防	災	危	機	長	川	本	栄	太郎
企	画		部	長	川	上	好	久
交	通	政	策	長	下	地	明	和
市	町	村	課	長	比	嘉	徳	和
警	務		部	長	磯		丈	男
生	活	安	全	長	前	泊	良	昌
生	活	保	安	長	官	城	英	眞
生	活	保	安	官	和	戸	充	史
刑	事		部	長	古	波	蔵	正
交	通		部	長	渡	具	知	辰
								彦
(参考人)								
病	院	事	業	長	伊	江	朝	次
北	部	病	院	長	上	原	哲	夫

中	部	病	院	長	宮	城	良	充	君
南	部	医	療	セ	ン	タ	ー	・	こ
こ	ど	も	医	療	セ	ン	タ	ー	院
院	長	大	久	保	和	明	君		
宮	古	病	院	長	安	谷	屋	正	明
八	重	山	病	院	長	松	本	廣	嗣
精	和	病	院	長	新	垣	米	子	さん

○山内末子副委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

委員長が所用のため午前中欠席いたしますので、副委員長の私がかわって委員長の職務を行います。

審査日程の変更についてを議題といたします。

きのうの委員会において、病院事業局長及び各県立病院長を参考人として招致することを決定しておりますので、この際審査日程を別紙案のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

乙第1号議案から乙第10号議案まで、乙第12号議案、乙第13号議案、乙第47号議案から乙第49号議案まで、乙第53号議案から乙第55号議案までの18件、請願第1号及び陳情平成20年第60号外78件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長、警察本部警務部長、生活安全部長、刑事部長及び交通部長の出席を求めています。

また、参考人として、病院事業局長及び各県立病院長の出席をお願いしております。

まず初めに、乙第47号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

磯丈男警務部長。

○磯丈男警務部長 117ページ、乙第47号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(案)について、御説明申し上げます。

地方警察職員の定員につきましては、警察法第57条第2項の規定により、政

令で定める基準に従って条例で定めなければならないこととされております。

平成24年度は全国で地方警察官が626人増員されることとなり、そのうち県警察においてもサイバー犯罪取り締まりを強化するため、7人の地方警察官が増員されることになったことに伴い、条例で定められている警察官の定員及び階級別定員を改める必要があります。

なお、施行期日は、平成24年4月1日を予定しております。

以上で、乙第47号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子副委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第47号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 もう少しサイバー犯罪というものが全国的にどういった状況で、県内の取り締まりが必要な状況というものがどうなのかについて説明をお願いします。

○宮城英真生活保安課長 サイバー犯罪とはインターネット等の情報技術を利用した犯罪のことで、県警察では取り締まりのほかサイバー犯罪に関する相談業務を行っています。平成23年中の検挙件数及び検挙人員は66件、48名であり、前年にくらべ7件、10名の減少となっています。その要因としては、インターネットオークション等を利用した詐欺事件の検挙が減少したことが挙げられます。また県警察に寄せれたサイバー犯罪に関する相談受理件数は、平成23年中982件で前年にくらべて37件増加しております。その内訳としては、詐欺、悪質商法に関する相談が477件と最も多く、次いで名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談が206件、迷惑メールに関する相談が79件です。相談件数が増加した要因としては詐欺、悪質商法に関する相談が49件、名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談が15件増加したことが挙げられます。サイバー犯罪については、新たな手口や巧妙化した手口が次々と生まれやすい実態にあることから、県警察では取り締まりの強化をして犯罪の未然防止に向けた広報啓発活動を引き続き強化する所存であります。

○上里直司委員 詐欺、悪質商法という点では消費者取引といいますか、そういった関係でとらえられるところもありまして、警察の部分といわゆる知事部局の環境生活部が持っている部分に関係あると思います。そこの現状でのリンクはどのようにとられていますか。

○宮城英眞生活保安課長 県民生活センターから県警察に寄せられたものについては、被害の実態があれば県警察で内偵をして捜査しています。

○上里直司委員 それで検挙した件数は何件くらいありますか。

○宮城英眞生活保安課長 サイバー犯罪として去年は検挙はありません。

○上里直司委員 サイバー犯罪というのかどうかわかりませんが、メールを送りつけてウィルスを拡散させる手口が随分広がっています。あるいはある企業のホームページに不正に侵入をしてその情報を引き出す、あるいはそこにウィルスを持ち込むということもサイバー犯罪の範疇になると思いますが、県内でそれが現状どれくらいありますか。これから7名の確保によって、こういった対策をとられますか。

○宮城英眞生活保安課長 今ウィルスによる相談は寄せられておりません。

○山内末子副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上里委員から質疑の再説明があった。)

○山内末子副委員長 再開いたします。

○和戸充史生活保安課調査官 例えば、ウィルスを送りつける行為は、ウィルス罪という昨年刑法に追加された犯罪に該当いたします。ですから、相談ですとか被害通報があったときに、その罪に該当する場合には今回増員する7名を活用して犯罪の事実を立証して検挙していくことを考えています。

○上里直司委員 沖縄県内の警察署において、そういったことについての相談はまだないのですか。

○和戸充史生活保安課調査官 現時点では犯罪になるような相談は受けておりません。

○上里直司委員 私のところにもたびたび送られてきています。開いていないだけで悪質かつ巧妙なものです。恐らくそういったものを、相談または告発すると大変な件数になると思います。あえて告発するものではないが、恐らく経済活動だとかそういった生活に影響が出てくると思います。自分の個人情報等が漏れたり、メールの流出があったり。ここはこれから相当な深刻な問題が発生しかねないところですので、ぜひ7名の体制でしっかりと対応していただきたいと要望します。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第47号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第49号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部交通部長の説明を求めます。

渡具知辰彦交通部長。

○渡具知辰彦交通部長 続きまして、126ページ、乙第49号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

初めに、運転免許関係手数料の関係から御説明いたします。

運転免許関係手数料については、政令で定める額を標準として条例を定めなければならないとされております。

今回、道路交通法施行令の一部を改正する政令が、本年4月1日から施行されることに伴い、手数料条例の額を改めるものであります。

また、道路交通法施行規則の一部改正により、新たに運転経歴証明書が再交付できることとなったことから、その再交付に関する手数料徴収の根拠を定めるものであります。

次に、パーキング・チケット関係について、御説明いたします。

国際通り周辺道路における二輪車の違法駐車対策として整備した二輪車専用のパーキング・チケット発給設備の現行手数料を減額することで、当該設備の

利用促進を図り、違法駐車対策をさらに推進するものであります。

以上で、乙第49号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い致します。

○山内末子副委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、乙第49号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第49号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子副委員長 再開いたします。

次に、乙第48号議案沖縄県風俗案内業の規制に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部生活安全部長の説明を求めます。

前泊良昌生活安全部長。

○前泊良昌生活安全部長 118ページ、乙第48号議案沖縄県風俗案内業の規制に関する条例について御説明申し上げます。

本県では、風俗営業者等による売春や無許可営業などの悪質・違法な営業を初め、観光客等に対する執拗な客引き行為が問題化していることに加え、近年、風俗案内所において卑わいな広告パネルを掲示し、昼夜を問わず風俗店等への案内が行われているなど、地域の清浄な風俗環境及び青少年の健全育成に悪影響を及ぼしているため、風俗案内業の規制について条例を制定するものであります。

次に、条例の概要について御説明いたします。

本条例では、風俗案内業を届け出制とし、欠格事由を定めております。

また、風俗案内業の禁止行為として営業時間、卑わいな広告パネル等の掲示、

騒音及び青少年を接客業務に従事させること等を規制しているほか、風俗案内業者の遵守事項として風俗案内所である旨の表示、青少年の立入禁止の表示、従業者名簿の備えつけ及び風俗案内を委託された場合の確認等を義務化しております。

さらに、風俗案内業者に対する指導・監督のため報告または資料の提出及び立入検査並びに条例に違反した場合の行政処分及び罰則等について規定しております。

以上が条例案の概要であります。

なお、施行期日は、平成24年6月1日を予定しております。

以上で、乙第48号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子副委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

これより、乙第48号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 私もその辺の地域に住んでいるので、いつもその状況を垣間見えています。新たな条例で、風俗案内業を中心に取り締まる条例だとお聞きしましたが、今日までの捜査、防備するための皆様方の政策で、これがどんどんこういった形で発展していくといたしますか、いろいろな形で巧妙になっていく中で警備体制、整備体制、防衛体制はもう少し新たなやり方もあるのではないかと思います。今日までのやり方の流れの中で反省も含めまして、どのようにしたほうがいいのかということも考えていくべきではないかと思いますが、そのことについての考えはありますか。

○前泊良昌生活安全部長 委員のおっしゃるとおり松山地域においては、もとの松山に戻してほしいという声があることは現実です。これまで警察においてはさまざまな取り組みをしてきました。最近では、松山の隣の前島のいわゆる店舗型の無許可の性風俗等の検挙がありました。警察においては、警察の本来の仕事としての取り締まりとあわせて、地域の方々あるいは地域の企業の方々、自治会の方々等々と一緒になって防犯について共同の取り組みをしています。松山については、御承知のとおり500軒くらいの風俗営業所があり、他の地域

に比べて非常に集中してあります。これまで取り締まりに加えて、いろいろな形で警察の一法律の目をくぐっていろいろな営業が出てきています。今回提案いたしました風俗案内業務規制については、各県で同じような現象が出ておりまして、何ら法的に規制がないので、これをどうにかしないと悪くなる一方だということを出しました。一方、キャッチについては、イタチごっこの取り締まりで、平成19年の改正以降に250名くらいのキャッチを検挙しておりますが、やはりまだ一掃するには至っていない現状があります。警察としてもキャッチの問題については何とか排除したいということで、防犯カメラの設置を考えているところです。それが新たな取り組みになっていけたらと。警察が設置するかどうかは別の問題です。設置は自治体がやったりという方法がありますが、防犯カメラによって犯罪を抑止する、あるいは起こった場合に検挙していくという、新しい政策はそういったものだと思っています。

○浦崎唯昭委員 今の説明はわかりました。全国でもそういったことがあるということですが、防犯カメラについては全国ではそういったことが行われている箇所もあるのですか。

○前泊良昌生活安全部長 これは自治体によつての設置、あるいは通り会、企業によつての設置はあります。

○浦崎唯昭委員 他の都道府県にあるということですか。

○前泊良昌生活安全部長 はい。

○浦崎唯昭委員 先ほど生活安全部長は、防犯カメラの設置の御提案の話がありました。それをやるためにはどのようにしたほうがいいですか。今、おっしゃるようにキャッチの問題、風俗案内業の問題で御苦労されているようですが、それを未然に防止していくために防犯カメラが有効だという話がありました。まさに私もそうではないかと思えます。どこが設置するかということについては、はっきりされていないですが、幸いかな沖縄県におきましては、一括交付金等の導入もされて、それがそういった形で使えるかも含めまして考えの中にはないでしょうか。

○前泊良昌生活安全部長 沖縄振興一括交付金の中身はよく理解していませんが、ただ沖縄振興一括交付金に関しては公安委員会の割り当てはありません。

ないですが、その一括交付金の中で市町村に措置されているものが含まれていると聞いています。それを考えますと、いわゆる警察の防犯的な観点から市町村一こちらでいえば那覇市に対して働きかけて、安全安心の確保あるいは再生する繁華街、歓楽街のためにこれが使えるかどうかについて働きかけはやりたいと考えています。

○浦崎唯昭委員 警察自体ではできないということですか。

○前泊良昌生活安全部長 警察が設置主体となるというよりは、今話したことや地域との関係がいいのかと考えています。

○浦崎唯昭委員 警察として自治体に安全安心なまちづくりのためにそれがいいという話がありましたし、そういったことを自治体に働きかけていきたいという理解でいいでしょうか。

○前泊良昌生活安全部長 はい。

○浦崎唯昭委員 やはり私は地域をよく知っている者の一人として、彼らともよく話をします。まじめに自分の生活をしているという方々もたくさんいることも事実です。しかしながら、今のような観光行政の中でも問題がありますし、地域の安心安全なまちづくりにとっても大きな問題がある中で、ぜひ今までのような取り組みを乗り越えまして、こういった防犯カメラの設置という話もありましたので、御相談をしながらもとの松山に一日も早く取り戻していくという努力をしていただきたいと要望いたします。

○前泊良昌生活安全部長 数字の訂正だけさせてください。先ほど平成19年の改正以降250名くらいのキャッチを検挙したと申し上げましたが、正式には232名です。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 私はその辺の視察をしたことがないので、どこに何があるかよくわかりません。ただキャッチだけはあの辺をタクシーで通って見えています。非常に多くなったり少し減ったりとイタチごっこになっていないかという感じ

も受けます。確かに、松山のキャッチが随分とふえて雰囲気が変わってきたと、沖縄の観光にとっても大変なマイナスだという感じを受けています。また風俗の案内の看板を見たこともなくて、本当に見てみないといけないのかと思っています。そういった実態はつかんでいませんが、そういうことが次から次へとそういった店を経営をする人が新しい手を編み出してくるといいますか、国会の法律が追いつかないのかと。本来ならそういった全国的な課題であれば、国が法律をつくるのが本来の筋だと思いますが、間に合わなくて各県が条例を急いでやらざるを得ない状況にあるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○前泊良昌生活安全部長 風俗に関しては、つい去年の法の改正でもありましたが、出会い系喫茶というものがありませんでした。風俗に関しては、法律の網をくぐっていろいろな形態のものが出てくるということが現状です。出会い系喫茶が国際通りにありましたが、今はもうないです。こういったことでいろいろな形態が出てきます。風俗案内業については、風俗というとらえ方—接待業や特殊営業ではなくて、そこを案内するということで、風俗営業という枠の中にはめるのは厳しいかと思っています。

○新里米吉委員 今回の風俗案内の問題等について、そういった看板などが出ているあたりは通学路になっていませんか。

○前泊良昌生活安全部長 近くの学校は、小学校は天妃小学校がありますし、前島小学校、若狭小学校もあります。中学校は那覇中学校、上山中学校、高等学校は那覇商業高等学校があり、その周辺に風俗案内業が25あります。全体で28です。

○新里米吉委員 そういった取り組みで完全になくならずとも沈静化していく—この間は東亜会が解散ということで、暴力団対策法の影響もあったかのようにマスコミも書いていましたので、やはり一定の成果はあったのかと思います。ただ先ほど話がありましたが、防犯カメラはやはり地域住民の理解が得られないと、またこれでもめたりすることがあるので、やり方はかなり慎重にやっていただいたほうが物議、混乱を起こさずに済むのかと思いますので、それだけは要望します。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 通学路という話があったので、第7条の禁止行為の中に午前0時から日の出時までの時間は営業することは禁止すると理解していますが、そのとおりですか。

○前泊良昌生活安全部長 そのとおりです。

○新垣清涼委員 そうしますと夜が明ければ営業開始していいとなった場合、通学路の関係からすると、もちろん中に閉じ込めればいいですが、そういった表示をされると子供たちへの影響は出てくるのではないかと危惧しますが、どうでしょうか。

○前泊良昌生活安全部長 まず時間については、風俗営業について県の条例でこのように定めていまして、条例に沿ってやっています。条例を超えてやることは厳しいということが1点と、あと1つは広告パネルの関係ですが、今度提案した条例によって、広告パネルは表から見えないようになります。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 防犯カメラをつけることが目的ですか。

○前泊良昌生活安全部長 そうではありません。

○前田政明委員 上位法というものは風俗営業法ですが、それとの関係で、先ほどなかなか全国的な課題からして不十分だと。そういう面でこうこうこうだというように思っていました。そういう面では風俗営業法との関係でこの条例を制定することによって、具体的にどういった効果があるのか御説明をお願いします。

○前泊良昌生活安全部長 まず1つは、欠格事由というものを設けていまして、悪質な業者が排除されるということがあります。それによって、営業の健全化が図られるということです。あと、今の営業所については全く警察が指導、あるいは取り締まりが及ばないという現状がありますので、届け出をすることによって営業の実態が把握できる、それによって指導あるいは取り締まりができるということです。営業時間の規制、場所の規制もあります。その規制によっ

て風俗営業、性風俗特殊営業に絡む営業の規制がなされてくると考えています。それが効果だと考えています。

○前田政明委員 禁止規定その他に反した場合に、どの程度までお店の営業を停止させることができるのですか、風俗営業法との関係も含めて条例を制定することによって、より具体的な行政指導ができる点はこういったことですか。

○前泊良昌生活安全部長 罰則を伴うものもあります。その罰則については、お配りしている資料では最高50万円となっていますが、一方で、行政処分として6カ月以内の営業停止があります。また、禁止区域で営業をしている営業所については廃止ということになります。

○前田政明委員 これは具体的な内容から違反すれば、そういったことができるということが実質的に大きな影響を与えるという理解でいいですか。

○前泊良昌生活安全部長 そのとおりです。

○前田政明委員 具体的には、辻など地域的に限定されていますか。

○前泊良昌生活安全部長 辻や松山に集中しています。

○前田政明委員 皆さんの資料の、案内所の規制のイメージ図、条例施行前と施行後、そういう面ではこういった露出したものは違反ということで、もしこういう場合にはどういった規制がありますか。

○前泊良昌生活安全部長 イメージ図の上にあるところのいわゆる卑わいなパネルやスピーカーの音量が大きいかかが規制されていきます。違反したことによって指示処分ができますし、営業停止が次にありますし、あるいは廃止になっていくということです。

○前田政明委員 その辺の説明でそのように理解するとしたら、先ほどなぜ防犯カメラが出てきますか。やはり罰金や規制区域で、そこで云々ということ、6カ月の営業停止とか、先ほど言ったようなことがあるのかなど。そうしますとあと露出的なものをやると先ほど言った規制があると。そういう面では風俗営業法でなかなか限界があるところを拡大解釈して条例をつくると。その中で

一定の行政指導というか、皆さんが関与できると。そういう面では今より改善されて、具体的な手立てが皆さんとして打てると理解していましたが、それがなぜ防犯カメラになるのかと理解に苦しんでいます。

○前泊良昌生活安全部長 今委員がおっしゃったとおりで、営業所の規制についてはそのとおりです。防犯カメラとはまた別のことです。これまでの警察の政策の反省点等あったので、それに結びつけて防犯カメラを考えましたが、特にこれとは関係ありません。防犯カメラについては警察が今の段階でつけていくということではないが、運営するなら自治体のほうにと考えています。

○前田政明委員 いずれにせよ、先ほどの目的がそうなると少しプライバシーの侵害だとか、ましてや個人の自由といいますか、そういった流れの中でむやみやたらに防犯カメラと犯罪との関係とも含めて地域の皆さんがどうするかということだと思いますが、これをもとにして防犯カメラをつけるように皆さんが指導することが目的になると全然違ふと。これを利用してさらに住民監視を強めていくと誤解されても困るので、そうなるとううなのかなと。中身としては改善されても、こうなるとう賛成できるかは非常に微妙なところになるので、そこにこだわっています。そこは先ほど言われた方向の趣旨の流れの中で理解をして、地域の問題については地域の皆さんがそれぞれ地域の安全を強めるとか、そういう面では皆さんのパトロールとか、交番が必要だと思います。こういっただころに対しては常時の交番をつくる—防犯カメラをつけるよりは住民も安心していつでも行けるという面を踏まえて、交番をつくったらどうでしょうか。

○前泊良昌生活安全部長 防犯カメラについてはありませんから、そのとおりの理解でお願いしたいと思います。交番の設置については、その犯罪の実態、地域住民のニーズとかこういっただころで考えていかれると思います。

○前田政明委員 波之上は候補地としてありましたね。前島一ほかの委員も住んでいるところだと思います。ただ、あの辺は不安といいますか、なかなか夜になると歩きにくいという意味では、やはりパトカーによる移動警備ではなくて、こういう状況であるので少なくとも暴力団の事件もあったところですから、観光客も含めて大変だとなれば、前島なり西武門交番がありますが、やはり交番をつくってそこに警察官を常時配置することが、この趣旨に沿う方向になると思いますが、こういっただ提案はいかがでしょうか。

○前泊良昌生活安全部長 これについては持ち帰りまして、関係部門とも相談しながらやりたいと思います。

○前田政明委員 警察の人員の配置その他含めて、やはり本当に地域住民の安全を守ることに特化しないとまずいと思います。やはり地域住民の安全を守るという意味では、こういった状況があるならば、警察全体で考えてそういったところの治安を守ることが皆さんの仕事です。こういった条例が必要なところは優先して、私たち警察がいますからとやるのが基本だと思います。子供たちの安全、通学路の安全、観光客がいざというときに駆け込みができる—そういう地域の安全性という意味では、この条例を踏まえたとするところここに交番を設置することが、警察行政としても最優先してやるべきとの結論になる。当然条例案が出てきたらこうなることが普通だと思いますが、どうでしょうか。

○前泊良昌生活安全部長 委員のおっしゃることはよく理解いたしました。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第48号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子副委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情平成22年第168号外3件について、審査を行います。

まず、陳情平成22年第168号及び陳情平成23年第53号について、生活安全部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

前泊良昌生活安全部長。

○前泊良昌生活安全部長 平成22年陳情第168号八重山観光振興に関する陳情

におけるマリンレジャーの安全確保と質の保持のため、県条例で営業を許可制にすること及び平成23年陳情第53号那覇市在松山特飲街の風俗営業者取り締まりに関する陳情につきましては、継続案件であり、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子副委員長 生活安全部長の説明は終わりました。

次に、陳情平成23年第98号及び陳情第40号について、刑事部長の説明を求めます。

古波蔵正刑事部長。

○古波蔵正刑事部長 平成23年陳情第98号名護警察署の捜査のあり方に関する陳情につきましては、継続案件であり、変更はありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、平成24年陳情第40号暴力団排除条例の廃止に関する陳情につきまして御説明申し上げます。

この陳情書には、その意味内容が不明の部分も多く、その逐一について意見を申し上げることは困難であります。いずれも、沖縄県暴力団排除条例一以後暴力団排除条例と説明しますが、暴力団構成員の人権を不当に侵害し、差別化を進めるものであって、廃止すべきであるという点に主張の要旨があるように思われます。

しかしながら、暴力団排除条例は、暴力団が県内の事業活動及び県民の生活に不当な影響を与えている現状にかんがみ、その影響を排除するため、事業者によって暴力団の活動を助長することとなる利益の供与等が行われないよう必要な規制措置等を講ずるものであって、その目的及び内容に何ら非難を受けるようなところはありません。

また、暴力団排除条例を運用するに当たり、恣意的なものであってはならないことは当然であり、警察としましては、県民の皆様に納得していただけるように適正かつ効果的な運用に努めているところであります。

このほか、県公安委員会の組織のあり方や警察職員の天下りについての言及もありますが、警察法に規定されている県公安委員会の管理機能は十分に発揮されており、また、暴力団排除条例が警察職員の天下りを目的とするものでないことも言うまでもないところであります。

なお、東京都を例に挙げ、沖縄県に暴力団排除条例の制定権がないかのような主張や、県議会における暴力団排除条例の制定経緯に問題があったかのような

な主張もありますが、いずれも全く当を得ないものであることは、県警察から改めて御説明をするまでもないかと考えています。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子副委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子副委員長 再開いたします。

次に、乙第13号議案沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 乙第13号議案、沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例について、御説明いたします。

議案書(その3)の41ページをごらんください。

公職選挙法第172条の2の規定により、沖縄県議会議員選挙におきまして条例で定めることにより選挙公報を発行することができることと定められていることから、本条例を制定し、沖縄県議会議員の選挙において選挙公報を発行するためのものがございます。

説明は以上でございます。

御審査のほど、お願いします。

○山内末子副委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 大変いいことだと思います。具体的に実務的な流れとといいますか、具体的な対応について説明をお願いします。

○比嘉徳和市町村課長 選挙公報については、選挙の告示の日に受け付けることになっています。選挙告示の日に受け付けて印刷して、印刷終了次第各世帯に配布するという事です。ただ選挙公報について事前説明会ということで、どのような形でどのようなスタイルでという形を事前説明会等で候補予定者に対して説明するという段取りになっています。

○前田政明委員 告示の日に受け付けて印刷して、選挙期間の大体何日くらいまでに、どういった方法で配布されますか。

○川上好久企画部長 選挙公報のスケジュールということでよいでしょうか。まずは立候補の締め切り後に直ちに選挙長のいる市町村選挙管理委員会において、選挙公報の掲載事務を定めるくじを行います。その後直ちに県選挙管理委員会と契約した印刷業者において、選挙公報の印刷を開始するという段取りになっています。県議会議員選挙の場合は、告示日が選挙期日の9日前の金曜日ということになります。印刷業者は土曜日、日曜日には印刷して週明けの月曜日には各市町村選挙管理委員会へ納品をする予定になっています。その後直ちに市町村選挙管理委員会において各世帯に配布を開始します。繰り上げ投票を行う地域については、繰り上げた投票期日の前日まで、それ以外については選挙期日の前日までに配布を完了するという流れを予定しています。

○前田政明委員 これは新聞折り込みとかではなくて、手配りですか。

○比嘉徳和市町村課長 各世帯に対して、例えばシルバー人材センター、各市

町村の区長を通じて配布することになっています。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 候補者の氏名、経歴、政見等、選挙公報の発行について定めるということです。県民側からするとこの効果、投票率が上がるとかいろいろな理屈をつければできますが、ただ現実問題として、私は投票率が上がらないのは我々の責任もあると思っています。そういった魅力のある候補者とか議員に対する理解を我々が示していないという思いがあって、投票時間を延長しても投票率は上がりませんので、我々の質の問題が非常に大きい。あえてこういった形で、世の中の流れはそういうことかということかもしれませんが、県の選挙管理委員会がこういったことに取り組むことの意味を詳しく説明していただけないか。

○川上好久企画部長 選挙公報の発行については、幾つかこれまで議論があったことは御承知のとおりです。選挙公報の発行と選挙の投票率の因果関係は、なかなか直ちに把握することは難しいわけです。ただそれぞれの地域の自主的な判断にこのことは委ねられています。それは県議会の意向を組み込みながら、各県の動向、県内市町村でもそういった取り組みをしている。選挙民にできるだけ各候補者の政策などの状況を知らしめるという効果があるという判断を、県議会議員の皆さんの意向も聞きながら、県としてもそういった判断をして今回実施をしています。

○照屋守之委員 なぜこれを企画部長が説明するのですか。

○比嘉徳和市町村課長 選挙管理委員会には条例の制定権がなく、知事部局に条例の提案権がありますので条例を市町村課として提案しています。

○照屋守之委員 内容については皆さんが説明しないと。これは自主的な判断ということですが、これはどういったことですか。

○比嘉徳和市町村課長 県議選挙、市町村選挙については、公職選挙法の中で自主的な判断、地域の判断によって条例に定めることにより選挙公報を発行できると定められていますので、その自主的な判断ということで、企画部長が説

明いたしました。

○照屋守之委員 これは県がやりますが、それぞれの市町村も自主的な判断でやるということですか。

○比嘉徳和市町村課長 そのとおりです。市町村も市町村の判断によって、市町村の選挙による選挙公報の発行ができます。

○照屋守之委員 予算はどのくらいですか。

○比嘉徳和市町村課長 2700万円を予定しています。

○照屋守之委員 世の流れを含めて理解はできますが、選挙管理委員会は投票率を上げたいという選挙行為がありますよね。それとの関係はどのように考えていますか。関係はないですか。

○比嘉徳和市町村課長 先ほど企画部長が説明しましたように、投票率と選挙公報の直接的な因果関係はよくわからないところがありますが、少なくとも投票率向上の後押しにつながるのではないかと。何らかの候補者の情報をより多く伝えることになるので、投票率向上の効果の後押しを期待しております。

○照屋守之委員 この内容は非常に気をつけないといけないです。これは公で選挙運動をやるわけです。そうしますと前の衆議院選挙の民主党のように、政策をどんどん我々がやったときに、選挙が終わった後の内容の責任は大変なことですよ。非常に中身は選挙受けで何でも通るような形でやって、その後はどのようにしているかわかりませんとなると、非常に大きな責任が伴うと思います。内容についてはどのようにになりますか。

○比嘉徳和市町村課長 選挙公報に関しては、候補者みずから考えた政権、経歴等について選挙管理委員会に申請をし、そのまま原文を掲載するという規定になっています。したがって、そのように書いた内容については候補者みずからが責任をとることになると思います。

○照屋守之委員 責任はとれないです。あのようにならなくて、できないことをどんどん公約に入れて、選挙が終わった、政権が変わりました、こうい

ったものを皆さんが出したら、公報で選挙運動をして事実と違うようなことになっていくわけだから。これはただ我々は何でも書いていいということになるのですか。内容については、我々立候補する側がどのようにやってもいいのですか。

○比嘉徳和市町村課長 掲載内容に対する制約はほとんどありません。1つだけ公職選挙法にあるような品位保持規定、特定の商品を広告したり善良な風俗を害したり、他人の名誉を傷ついたりという品位保持規定があるので、それにかかわらない限りは、政見に関しては自由に表明していただくということになっています。その結果、民意を受けるということになっています。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 先ほど皆さんが条例をつくって、市町村が判断するという話でしたか。

○比嘉徳和市町村課長 市町村が判断するというのは言葉足らずでしたが、市町村の選挙において、市町村の判断によって選挙公報を発行できると。市町村の選挙とは市町村長選挙であり、市町村議会選挙です。

○浦崎唯昭委員 これは県議会議員選挙の候補の条例の話だから、皆さんが出している条例は県議会議員選挙の条例ですよ。そうすると先ほどの言葉は余計ではないですか。市町村が独自の判断でできるような雰囲気があったので聞きましたが、そうでないわけですよ。

○川上好久企画部長 市町村は市町村の判断で実施をしているという状況です。これはあくまでも県議会議員選挙についてです。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 掲載内容に制約がないとおっしゃっていましたが、大きさはどのくらいですか。

○比嘉徳和市町村課長 大きさはタブロイド版というもので、新聞1面の半分の大きさになります。そこにこのような形で3候補者を刷るような形で考えています。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子副委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情平成20年第60号外40件の審査を行います。

まず、陳情平成20年第150号を除く陳情40件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから5ページにかけては、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が36件、新規が5件となっております。

継続審査のうち、27ページの八重山観光振興に関する陳情第168号30ページの住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める陳情第12号及び34ページの平成23年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情第73号につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

なお、26ページの第158号、28ページの第169号、29ページの192号、32ページ及び33ページの第73号、37ページの第177号及び38ページの第178号は経過・処理方針等に変更がありますが、これから説明する27ページ第168号と経過・処理方針等の変更内容の一部ないし全部が同じでありますので、当該部分の説明を省略いたします。

27ページをお開きください。

離島振興に当たっては、離島の果たしている役割にかんがみ、負担をともに分かち合い県全体で支え合うという理念のもとに取り組むことが求められていると考えております。

離島住民の航路及び航空路の運賃につきましては、平成24年度より離島住民等を対象としてそれぞれ低減することとしております。

また、平成24年度税制改正大綱で、宮古・石垣・久米島ー本土路線の航空機燃料税を本則の2分の1に軽減することが決定されております。

県としては、今後とも公租公課の軽減措置の拡充及び継続について、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、30ページをお開きください。

県としては、このような地域主権改革の進展を踏まえつつ、沖縄21世紀ビジョンで県民とともに描いた将来像を実現するため、平成24年度以降の新たな沖縄振興の特別措置法上の制度となる沖縄振興一括交付金を活用し、行政サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、34ページをお開きください。

当該軽減措置については、平成24年度税制改正大綱（平成23年12月閣議決定）において3年延長が認められたところであり、県においては、引き続き離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図ることができるよう、同軽減措置を活用し、石油製品輸送等補助事業を実施してまいります。

次に、新規の陳情について、御説明いたします。

39ページをお開きください。

久米島ー那覇間のJ T A航空路線ジェット便廃止に関する陳情第3号について御説明いたします。

離島の航空路線については、離島の隔絶性を克服し、離島住民の生活の安定及び産業の振興を図る上で重要な課題であることから、J T Aには、離島の人流及び物流も考慮した経営改革を求めているところであります。県は、離島住民の割高な交通コストの軽減は県政の重要な課題であると認識しており、平成24年度からは、対象範囲及び軽減措置を拡充した沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施することとしています。

当該事業の実施により、離島住民の負担軽減及び定住条件の整備を図っていきたいと考えております。

続きまして、40ページをお開きください。

北部振興支援策の拡充等に関する陳情第6号について御説明いたします。

県民及び観光客の利便性向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し、広域移動を支える鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入が必要であると考えております。

このため、現在策定を進めている沖縄県総合交通体系基本計画において、利便性の高い公共交通ネットワークを構築するための基幹的なシステムとして鉄軌道を位置づけることとしております。

県は、これまでの調査結果等を踏まえ、国とも連携を図りながら、鉄軌道導入に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

続きまして、41ページをお開きください。

航空運賃低減等、国境離島住民の定住条件の整備を求める陳情第17号について、御説明いたします。

平成24年度税制改正大綱において、宮古・石垣・久米島一本土路線の航空機燃料税を本則の2分の1に軽減することが決定されております。

県としては、今後とも公租公課の軽減措置の拡充及び継続について、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、42ページをお開きください。

離島航路及び航空路の交通コスト負担軽減並びに離島航路船舶等建造の支援に関する陳情第23号について、御説明いたします。

離島振興に当たっては、離島の果たしている役割にかんがみ、負担をともに分かち合い県全体で支え合うという理念のもとに取り組むことが求められていると考えております。

離島住民の航路及び航空路の運賃につきましては、平成24年度より離島住民等を対象としてそれぞれ低減することとしております。

船舶建造支援につきましては、平成24年度より離島航路における船舶の計画的な更新及びバリアフリー化への対応など利用環境を改善するため、船舶の建造及び買い取りに対して支援を行うこととしております。

続きまして、43ページをお開きください。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情第49号について、御説明いたします。

国の出先機関の原則廃止に向けたアクション・プランは、①国と地方の役割

分担の最適化、②政策展開や行政運営の最適化・効率化、③ガバナンスの確保の観点を踏まえ、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるよう、平成22年12月に閣議決定され、平成26年度中の出先機関単位での事務・権限の移譲を目指して、地方との協議が進められております。

県としては、このような地域主権改革の進展を踏まえつつ、沖縄21世紀ビジョンで県民とともに描いた将来像を実現するため、平成24年度からスタートする新たな沖縄振興の枠組みにおいて、国や市町村と協働して県民が安全で安心できる社会の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

○山内末子副委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 42ページの新規の陳情第23号離島航路及び航空路の交通コスト負担軽減並びに離島航路船舶等建造の支援に関する陳情で御説明をお願いしたいと思います。船舶建造支援ですが、これは離島航路補助に指定されている航路に就航する船しか該当しないのか、それとも一般的に離島の船舶であればすべてに該当するのか、どちらですか。

○川上好久企画部長 今回の補助対象船舶の要件でございますが、離島地域の中でも、特に定住条件が厳しい小規模離島の赤字航路に就航する貨客船を対象として実施をするということにしております。したがって、離島航路補助の対象になるものでも、いわゆる高速船とかそのようなものはこれから対象外としております。

○高嶺善伸委員 石垣島と波照間島を結ぶ航路は、昨年までは離島航路補助を受けていたのですが、2社就航ということで補助航路が廃止になったのです。実は貨物輸送などで大変貢献をしてかえがたい大事な船があるのですが、会社

の経営がうまくいかなくて今度のさとうきびの操業が終われば、また運休するのではないかと島民が大変心配しているのです。そのフェリー波照間にかわる密封性のある貨物輸送は、その船以外ではなかなか難しいという状況下にあるのですが、今の説明からすると、その船を例えば第三者なり共同運行とかいろいろの形で購入してでも運行しようという場合は、船舶の購入支援の対象にはできないのですか。

○川上好久企画部長 今の委員の御質問は、いわゆる貨物を中心とした船を対象にできるかという形でございますけれども、今回の県が予定しているものは、人の輸送に加えて離島地域の生活の安定、そして必要な生活物資の輸送を最低限確保するという考え方でやっております。したがって、このような要件に合致するかどうかというところを検討してからでないと、今のものが対象になるかどうか即座にはお答えできないと思います。県としては、次年度以降は船舶更新支援計画というものをつくって、その中で検討していきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 次、離島住民の航空路の運賃については、離島住民等を対象として低減することにしておりますということになっており、離島住民割引制度を拡充してかなり支援をするという内容が説明されております。これについて、離島住民割引運賃で軽減する分と、県の負担金を後で還付請求するという方法と併用して運賃の軽減がなされるという報道を見ましたが、その辺について説明してもらえませんか。

○下地明和交通政策課長 今回の沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業については、これまで県有の空港の着陸料等の軽減によって低減してきた分、おおよそ3割を低減してきたわけですが、それにプラスおおむね4割程度低減するという仕組みにしてあります。還付というのは、高校生等の確認がとれない場合の利用方法について役場等をお願いして、そこで利用を確認して還付してもらうという手続も考えています。それで、そういう記事になっているということです。

○高嶺善伸委員 もう少し流れを説明してもらわないと、この還付請求の効果や手続の煩雑さや軽減の効果というものがわかりにくいです。もう少し詳しく説明してくれませんか。

○下地明和交通政策課長 この事業で、利用した場合の利用者に対する県からの負担ということで、航空会社に負担をして割り引いてもらうというのが通常の離島住民の割引スキームです。ただし、高校生などのように証明がやりにくい、やれないという場合に離島出身の高校生、あるいはその方々に対して実際に購入した運賃と制度で設定した運賃の差額分を市町村において還付するという方法をとることになっているということでございます。

○山内末子副委員長 休憩します。

(休憩中に、高嶺委員から還付についての詳しい説明を求められ、交通政策課長から、高校生や小児などの運賃設定は航空会社ができないため、これについては通常通り航空券を購入してもらい、その差額は役場で還付手続をとってもらう旨説明があった。)

○山内末子副委員長 再開します。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 最後に1つ、陳情平成20年第60号八重山航路の存続を求める陳情ですけれども、処理方針には変更ありませんが、やはり那覇と宮古・石垣を結ぶ旅客船がないということ自体、大変重大な問題だなと。こういうときのために一括交付金という自由度の高い制度ができたし、そういうことで飛行機で移動できない方々のために、あるいは観光客でそういう船舶を利用したいということは、やはり離島振興に大きな障害になっていると思うのですよね。そういうことで引き続き国や市町村とも連携を図りながら総合的な観点から県としての対応を検討してまいりますという方針ではありますが、宮古・石垣への旅客航路を再開するという方針で検討していくということで受けとめてよろしいですか。

○川上好久企画部長 当然、可能性については検討していくということでございます。沖縄県は当然、離島県、島嶼県でございますので、船なり飛行機という移動手段というものをどう確保していくかというのは県政の重要課題ですので、どういう課題があるのかを整理をしながらその可能性については県としても追究していきたいと思っております。

○高嶺善伸委員 例えば、鹿児島県とか本土と那覇間に就航している旅客線が

足を伸ばして宮古・石垣まで行くというような事業者との話し合い、あるいは琉球海運株式会社のように既に貨物航路を持っている既存の事業者には旅客航路を取り組んでもらいたいという話等々、事業者との話を県が交通政策中心に交渉していかないと、なかなか旅客部門というのは採算のとれない航路なのです。だれも喜んでやろうとしないが、必要性という観点から突っ込んだ県の対応が必要ではないかと思いますが、それについてどうお考えですか。

○川上好久企画部長 船の利用客というのは、移動者の1%に過ぎないとはいながらも、実際潜水病の方々とかなかなか飛行機で移動ができない方々もいらっしやると。そのようなこともありまして、現行においてすぐ有村産業にかわる船会社が見つからない中で、これについては、当面琉球海運にそのような方々について便宜を図ってくれるようお願いをして対応していただいております。有村産業にかわる新たな船会社一県としても可能性のあるものについては、それなりに接触を図ってその可能性について打診をしております。例えば、マルエーフェリー株式会社だとかそういう企業が貨物として参入される場合に、そういう可能性がないのかというものを県としても打診をして、またそのお願いをしてきております。県としても今後の就航の可能性のあるものについては、積極的な働きかけをやっていきたいと考えているところであります。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 40ページの陳情第6号北部振興支援策の拡充等に関する陳情、鉄軌道です。新しい法律がやがてできますよね。これは我々自民党非常に胸を張っているわけですが、自民党はすごい仕事をしたなど自画自賛しております。政府の原案に自民党を中心に18の修正案が出されて、マスコミ報道ではそれがほぼ取り入れられたと。沖縄振興の基金とかあるいはニート対策とか、一番大きなものは、この陳情にあるように鉄軌道ですね。これを法案の中にきちんと入るということですが、具体的な内容について説明してもらえますか。

○川上好久企画部長 今委員からありましたのは、2月の中旬に政府案が閣議決定をされて、それから国会の場でいろいろな議論がされております。今、委員が御質問の鉄軌道だけではなく、実は沖縄振興特別措置法では18項目の修正要望が出されておまして、また沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別

措置に関する法律も県が要望して、あるいはまた自民党あるいはその他政党で議論されて盛り込まれた法案が出されて、細かい濃密な議論をされて、昨日衆議院の委員会を通過したという大きな節目を今迎えたところでございます。中身的には、言われるように鉄軌道という言葉がなかったものについて、明確にそれを入れ込むという形がされました。これは、法律の中に改めて明確に鉄軌道という次の沖縄振興の中の課題として位置づけられる非常に意義のあるものと考えております。それ以外にも、基金の設置の話であるとか雇用の促進、そしてニート・障害者の支援に関するものだとか、非常に多くの部分できめ細かく法案の内容として反映をされているということで高く評価をしているところでございます。

○照屋守之委員 それで、この鉄軌道は10年でどのくらいまでもっていきますか。

○川上好久企画部長 県としては、一日でも早くというのが気持ちでございますが、今のところ明確にいつまでに着工して、いつまでに完成するというようなところまでは具体的に話は進んでいるわけではございません。ただ、この2年、3年ばかり県議会を含めて非常に鉄軌道についての議論が盛り上がりしております。それを受けて県のほうでも独自に調査を進めてまいりましたし、また国のほうでも初めて鉄道に関する調査が進められてきております。平成24年度以降も向こう3年間継続して調査を進められていることもございまして、これまでのこの調査の結果としては仮のルート案を設定をしてその事業費だとか、そのようなものを今分析をして、整理をしているところでございます。県としては、また別途に大きな費用がかかる部分でございますので、どのような制度であればそれが可能なのかというようなものを、ことし来年というようにして整理してそれを国のほうに要望していきたいと思っております。県としては、できる限り次の沖縄振興計画の中で、それが具体化できる形で作業を加速していきたいと考えております。

○照屋守之委員 那覇から北部まで10年でつなげますか。一日も早くというわけだから、ある程度時期的なめどは示しておかないと仕事は進みませんよ。

○川上好久企画部長 なかなか期限を示すことは非常に難しいところはございますけれども、今の委員の話を我々も頭において、肝に銘じて一日も早い完成を目指して作業を進めていきたいと思っております。

○照屋守之委員 ぜひ仲井眞県政の中でこのように沖縄21世紀ビジョンができて、大きな節目、沖縄振興計画が平成23年度に完了して新たな沖縄振興計画がまた10年間始まる。沖縄振興一括交付金も認めてもらった。すごいビジョンをつくり上げて、それを具体的にそういう法律の支援のもとに対応ができていくわけですね。その目玉は、この鉄軌道だと思います。ぜひ、当面はうるま市までを五、六年くらいでつないでもらって、その後は北部、そういう段取りでもいいですから、ぜひ那覇市から沖縄市を通して宜野湾市、うるま市に行って、その後で北部でいいので、6年くらいで何とかうるま市までもってきてもらえないですか。

○川上好久企画部長 一日も早い完成を目指して頑張っていきたいと思えます。ぜひ、委員の皆さんの御支援もお願いしながら、事業着手もまた一つ大きなハードルになりますので、そういう形で御協力、御支援をお願いしたいと思います。

○照屋守之委員 43ページの新規陳情第49号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情、国の出先機関の問題、これは例えば今そういうプランで進んでいくのですが、国の沖縄総合事務局も仕事を持っていますよね。向こうは1000億くらいの事業が直轄であるらしいですね。

○川上好久企画部長 次年度は約700億円の直轄事業がございます。

○照屋守之委員 これは1つにするとこの700億円の事業を県の主体で発注できるという仕組みに変わっていくのですね。

○川上好久企画部長 よりそういう形で容易になっていくものと思います。

○照屋守之委員 ぜひこれを早目に進めてください。要するに公共事業でこちらに持ってきて本土の業者がどうのという批判ばかり受けていますよね。ですから、沖縄総合事務局を早目に統合して仕事をどんどん県が出して、県の業界が仕事をできるような仕組みづくりが必要です。ぜひ早目にしてください。お願いします。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 39ページの新規陳情第3号久米島—那覇間のJ T A航空路線ジェット便廃止に関する陳情。これは陳情者の意図は、ジェット便を廃止しないようにということで、J T Aへの指導助言を求めているのですが、皆さんの処理方針は、J T Aには、離島の人流及び物流も考慮した経営改革を求めているところで、具体的にはどういう改革を求めているのですか。また、実情もあわせて将来展望も含めて説明をお願いします。

○川上好久企画部長 日本トランスオーシャン航空株式会社—J T Aは県も出資しております、旧南西航空という歴史的な経緯を有する航空会社でございますが、御承知のとおり航空業界非常に厳しい状況が続いております。特に、親会社である日本航空株式会社—J A Lとの関係で、そのためにJ T Aでは経営基盤の強化ということで現在構造改革の計画を実施しております。具体的には、例えば機材の削減であるとか、あるいは路線の琉球エアコミューター株式会社—R A Cへの振りかえだとかそういう動きが出てきております。それ以外には、整備体制だとか乗務員の効率化という話もございますが、県としてはそのようなことが結局は県民の生活、特に離島住民の生活に影響を与えないような形でぜひそれを考慮して、そういう経営改善というのは当然企業として進めなくてはいけない世界ではありますけれども、そういう影響のないように進めたいということをお願いしているところではございます。

○糸洲朝則委員 陳情の中にもありますように、いわゆるジェット便がどんどん減便されてきて、3月26日からなくなるという本当にせっぱ詰まった状況にあるというのが一つと、入域観光課客も10万人前後で横ばい状態にあると。この要因として、航空運賃の問題もあるが、大量輸送ができない、いわゆる団体ツアーが組めないというこの2つを挙げているわけです。したがって、J T Aのジェット便の減便、あるいは廃止というのは困りますということで、今企画部長の答弁によると、地元の利便性云々はR A Cでいいかもしれないが、しかし入域客をふやしていくには、ジェット便の減とあるいは廃止というのは非常に死活問題だと。したがって、皆さんが経営指導を取り組んでいく中には一括交付金の話もあるわけですから、ここにJ T Aに何らかの助成をするという方法は考えられませんか。

○川上好久企画部長 企業独自の企業経営でございますので、それに対して県がすぐ支援という話は考えにくいわけでございますが、ただ、離島住民の利便

性を向上させるというようなことで、県としては、いろいろな施策を打っております。これまでの航空機の補助制度もございますし、今回また新たに離島航空路運航費補助制度もそうありますが、いわゆる航空運賃の軽減の支援とか、あるいは離島への交流人口をふやすために沖縄本島の子供たちを離島の体験をさせていくという事業を組み合わせながら、さまざまな形で結果的には企業の経営にも資するような施策もあわせて展開をしながら、そしてまた企業のほうには極力離島住民の利便性、生活の改善に資するような努力をしていただきたいというようなことをあわせてお願いをしてきているところでございます。今後もそういう形で対応していきたいと思っております。

○糸洲朝則委員 連動して2番目に島内住民の航空運賃の軽減プラス、入域客に対しても軽減措置をと。いわゆる島の活性化、観光入域客の増大を期待しての2つの陳情なのですが、ジェット便は廃止、そして地元離島住民には負担軽減が4割とか5割とか、地元住民には大変恩恵があるし、喜んでもらえる。しかし、もう一方で入域客に対して何らかの措置をしておかないと、本当にどんどん尻すぼみして入域客が減っていきますという危機感のあらわれなのです。したがって、今度の皆さん方が沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の中で入域客、いわゆる交流人口を対象としていないのが、久米島であり宮古であり八重山なのですよね。だから、これはもうちょっと弾力的にジェット便を廃止する、そして入域客も減っていくその中での、宮古、八重山と久米島が同等ではちょっとかわいそうだという感じはしていますが、いかがですか。

○川上好久企画部長 交流人口は今のところは、まず小規模離島を対象として実施するというようにしております。小規模離島については、農業以外に航空事業等で生活というように支えられているのですけれども、そういう船もどんどん縮小していく中で、観光という視点で地域を支えなければいけない、そういう形で県としてはまずそこを支援していくわけでございます。今の久米島というのは、あるいは宮古、石垣も含めて一定の規模があって、その部分は別の形で支援の仕方もあるかと思っております。島内にさまざまな資源もございますので、一括交付金を活用して観光資源というものを開発することによって誘客を図るとか、さまざまな県と連携をしてそういう市町村とも相談をしながら支援ができるものがあるかと思っておりますので、今後交流人口をどのような形でふやしていくのか、県としても一緒に努力をしていきたいと思っております。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 今の陳情第3号のJ T Aの関係で、次の陳情平成23年第170号島嶼県・沖縄県民の足・観光立県のアクセスとしての航空輸送の拡充に関する陳情と少し関連して、まず第3号のR A Cの定員というのは何名ですか。R A Cとジェット機の乗客数です。

○下地明和交通政策課長 機種は2種類ありまして、39人乗りと50人乗りの2つのタイプがあります。J T Aのジェット機は150人乗りぐらいだと思います。

○前田政明委員 ツアーといますか、与那国に平和交流で全国ツアーをやろうとしたら、非常に限られていますよね。そういう面では、久米島の場合はプロ野球のキャンプもやられていて、私も久米島病院の医療事務組合の議員としても久米島に行ったこともあるのですが、これはJ T Aのジェット機からR A Cという面では、商品としても観光客誘致の面でも大変ではないかと思えます。それで、陳情第170号のいわゆる空の翼、沖縄の翼のJ T Aの問題として、J T Aの羽田枠の配備を行うということで、やはりかなりの低価格の競争の中で、J T Aが経営上どうなるのかということ、スカイマーク株式会社とかその他いろいろ来ていますが、しっかりと沖縄の離島の生活路線を確保するという面ではJ T Aの果たしている役割というのは歴史的に見ても大きいのではないかと。そこをどうするかということは、株主としてもしっかり対応すべきなのではないかと以前質疑したこともございますが、ここの第170号の第4の羽田発着枠の配分については、その後どのような努力をされてきましたか。

○下地明和交通政策課長 J T Aの路線につきましては、確かに羽田枠というものについては親会社であるJ A Lとの調整でふえていませんけれども、それ以外の福岡路線だとか、ほかの本土路線を振りかえてもらって客の増に努めてもらっているというところでございます。

○前田政明委員 いろいろな意味で、価格が下がる中で小規模離島の住民に対する補助助成は大変いいことだと思います。J T Aのジェット機便の廃止だとか、J A Lとの関係での影響が出てくる中で、今あるJ T Aのジェット便とかその他をしっかりと確保して、観光産業や農産物の搬入その他移出の問題を含めてきちんとやろうとしたら、黒字路線の那覇一羽田便というものはキーワードではないかと思って、少しこだわって、この前も少し質疑をしました。皆さんは

株主であるし、そののところはもっとしっかりと福岡便云々ではなくて、羽田便も確保できるような形での努力というものは必要ではないでしょうか。

○川上好久企画部長 一義的には、やはり羽田、関西だとかあるいは中部もそうですが、やはり交流人口を拡大していく取り組みをどの事業者であれ頑張っていたらいいと思います。J T Aについては、特に県内離島便というようなものをかなりサービスを提供していますので、そこはやはり経営力をつけていただくように県としてもできる部分については対応していくという形でやっていきたいと思っています。

○前田政明委員 スカイマーク、その他含めてよい面もありますが、今の低価格の中でJ T Aの経営状況はその後影響ないということで認識していいのでしょうか。

○川上好久企画部長 影響がないというようには県としては聞いておりません。このところはやはり厳しいという話を聞いております。そのためにやはりJ T Aはみずから経営改善のための計画をつくって今頑張っておられるものと理解をしております。

○前田政明委員 やはりいろいろな過当競争の中で、大きな影響が出てきてJ T A本体が大きく経営的な危機ということになり、生活便から一小規模離島を含めて経営上撤退するということになる大変だと思いますので、ここはぜひ株主としても全体的に悔いのないように頑張っていたらいいと思います。

○山内末子副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情40件に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

休憩 午後0時5分

再開 午後 1 時23分

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き、審査を行います。

次に、乙第 1 号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 それでは、乙第 1 号議案の御説明をいたします。

与野党議案説明会でお配りいたしました、資料の平成24年第 1 回沖縄県議会(定例会)議案(その 3)をごらんください。

1 ページをお開きください。

乙第 1 号議案沖縄県危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、特定屋外タンク貯蔵所のうち浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料が新たに区分されたこと、及び大規模災害時において、危険物取扱者又は消防設備士が当該資格に係る免状を喪失・破損した場合や、危険物施設の設置・変更の許可申請があった場合等において、これらに係る手数料を減免できるよう規定を整備する必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、乙第 1 号議案の説明をいたしました。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第 1 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

○當間盛夫委員長 質疑がないようなので、もう少し細かく説明をお願いします。

○川本栄太郎防災危機管理課長 今回の条例改正ですが、2点ポイントがございます。1つ目が、屋外タンク貯蔵所の料金変更の区分設定の変更です。大規模屋外タンクにつきましては、種類として大きく分けて料金については2種類あります。これまで普通料金のもので、あと技術的に審査が難しいということで高い料金が設定されていたもの、この2種類がございました。高いものにつきましては、浮き屋根式屋外特定タンク貯蔵所というものが審査について高い料金が設定されておりました。今回、これまで普通料金のほうに区分されていた浮きぶた式というものにつきましても、国の標準政令の改正により、平成14年の横浜市の火災事故やその後の消防庁の検討結果によって高い基準に変更すべきという政令改正が行われましたので、今回高いほうの審査基準でございます、浮きぶた式を浮き屋根式と同様の審査手数料の設定に変更されたものでございます。なお地方自治法におきまして、このような全国的な審査手数料につきましては国の標準政令に従うべきものというようにされておりますので、沖縄県においてもこれに従ってやるということでございます。なお実質的に、今回改正されました浮きぶた式のタンクにつきましては、沖縄県において3つございます。うるま市に3つございます。ただし、県の条例が適用されますのは沖縄県において非常備の町村でございます12の非常備町村に設置された場合ということで現時点においては、また近い将来においてはこの適用は想定されませんが、うるま市においても同じく条例改正を今後6月議会で行う予定というように聞いております。1点目については以上です。2点目の東日本大震災を踏まえた消防設備士及び危険物取扱者等の免状の再交付に係る手数料の減免措置に関しましては、総務省の自治財政局及び消防庁から通達がございまして、例えば沖縄県知事が発行した免状を東日本大震災、例えば東北に移住していて、東日本大震災で喪失された場合に無料で再発行してあげる、もしくは今後沖縄県において東日本大震災のような大規模災害が起きたときに沖縄県知事が発行した免状を再交付してあげる、このようなことを担保するための条例改正でございます。以上、2点について説明させていただきました。

○當間盛夫委員長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外11件の審査を一括して行います。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、企画部と共管になっております。

まず、知事公室関係の陳情12件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○**又吉進知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続11件、新規が1件の合計12件であります。継続のうち1件は、企画部との共管となっております。

継続審査となっている11件につきましては、お手元に配付しております陳情説明資料に処理概要の説明がありますが、前回からの変更箇所はございません。

続きまして、新規陳情につきまして、御説明いたします。

資料15ページをお開きください。

陳情平成24年第60号大震災・福島原発事故からの避難者の支援策の推進を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

福島原子力発電所事故に係る被災者への法律説明会や相談会実施につきましては、東日本大震災支援協力会議の構成団体である沖縄弁護士会が、被災者に対し、常設の無料相談のほか、法律相談会等を開催しております。県としましては、県内への避難者に対し、これら法律相談の実施等について周知するなど、今後も引き続き東日本支援協力会議や沖縄弁護士会と連携し、被災者の法律相談に係る支援等を実施してまいりたいと考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情12件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成20年第150号について、企画部交通政策課長の説明を求めま

す。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

下地明和交通政策課長。

○**下地明和交通政策課長** 陳情平成20年第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 新規の陳情第60号大震災・福島原発事故からの避難者の支援策の推進を求める陳情ですが、福島の方々含めて東京電力株式会社から損害賠償請求する文書とかその他が来てないとか、そういう面でなかなか書くのが難しくてどうしたらいいかという形で困っている人がたくさんいると思いますが、具体的にここに書いてある東京電力への損害賠償請求手続のことで相談事例が県に何件ほどありますか。

○**川本栄太郎防災危機管理課長** 県におきまして、東日本大震災の避難者からの相談というのは幅広くいつも受け付けているところではございますが、この法律相談ということに関しましては、平成23年12月15日に「つなごう命の会沖縄と被災地をむすぶ会」という会から、文書にて法律相談の要請を正式にいただいたということが1件正式にあります。その後、そのほか電話等についての相談等につきましては随時受け付けておりますので、ここでちょっと件数というのはなかなか申し上げにくいのですが、紙で正式にいただいた陳情としては1件ございます。

○前田政明委員 東京電力を直接沖縄に呼んで、説明とかその他をしてもらう必要があるのではないかということで被災者の方々も言っていましたが、やはり半年以上過ぎて、そういう状況の中で沖縄に来て、情報不足だと、どうしていいかわからないと。先ほど言ったように、来ている文書もかなり難しく、そういう面では福島のア田弁護士などが見えて相談会があつて、私も行ったのですけれども、非常に切実で、福島県から離れているものですから、当然の生活の関係での損害を求める手続などが深刻な事態になっていて、それに精通しているの方々などはなかなかいないと思うのですね。その辺について、どういう対応をしているのでしょうか。

○川本栄太郎防災危機管理課長 現在、沖縄弁護士会による法律相談、特にその東京電力関係の法律相談につきましては、まず常設の電話回線が敷かれております。平日の9時から17時まで毎日無料相談がされております。また、3月17日に福島原発賠償相談会ということで、法律相談のイベントも開催しているところでございます。今後もこのように常設の相談を無料で行うとともに、イベントを開催していくということで、県としましても、このようなイベントの機会については被災者に対して情報提供を行うとともに、弁護士会と県民会議と連携してやっていきたいと思っております。また、東京電力を呼ぶ必要があるかどうか等につきましては、弁護士会とか被災者の皆さまとの意見交換の中でその必要性についても検討してまいりたいと考えております。

○前田政明委員 このところは、今後もこういう具体的な相談があると思いますので、沖縄県も絡んでというか、東京電力に直接責任者に来てもらって、沖縄まで避難せざるを得ないと、日常の生活が破壊されている中で申しわけないと、そういう意味では沖縄まで来てきちんと責任の謝罪をしながら、やはり被災者の方々に手続的なものもしっかりと説明するような機会がぜひ必要だと思いました。この皆さんの陳情の趣旨にもありますように、そここのところはぜひ県としてもしっかり力になっていただきたいということで、そういう方向でいいのでしょうか。

○又吉進知事公室長 やはり被災者の皆さんの御労苦を考えますと、できる限りの支援をしてまいりたいと、その中にこういった法律相談もしっかりとやってまいりたいと考えております。

○前田政明委員 はっきり情報がわからないのですが、東京電力が福島から沖

縄に避難している皆さんに対してしっかり謝罪もしながら現地と同じように、賠償の手續とかそういうものについて親身になって相談するべきではないかと、行政としてもこのところは災害ですから、人的災害なので、そこは重ねて同じ事になるかもしれないですが、知事公室長、やはり東京電力の責任も大きいものですからぜひ酌み取っていただいて、支援していただきたい。

○又吉進知事公室長 そういった被災者の立場に立った、しっかりした行政としてできる限りの支援策を行ってまいりたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 13ページの陳情平成23年第166号与那国町への「自衛隊配備計画」撤回に関する陳情についてお聞きしたいと思います。その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう最大限の努力をすべきであると考えておりますという処理概要ですが、賛成を上回る反対の署名が多いと陳情を受けました。そういう状況では、まだ地元の理解と協力を得られている状況にないと思いますが、今後の対応は県はどのように考えておられますか。

○又吉進知事公室長 与那国町におきましては、現在そういう動きがあるわけですが、地元の町長は賛成していると、受け入れると聞き及んでおります。その一方で、今委員が御指摘になりましたような陳情があるということで、しっかりとそういうことも見きわめつつ、やはり政府としては拙速に自衛隊の配備といったものを行うべきではない、しっかりと地元にも説明し理解を得た上で配備すべきだと考えております。

○高嶺善伸委員 次に陳情平成20年第65号「旧軍飛行場問題解決に向けた沖振計特別枠の設置を求める意見書」の採択を求める陳情ですが、旧軍白保飛行場の問題については団体方式は嫌だということでありましたが、直近の状況と今後の見通しを説明していただけますか。

○親川達男基地対策課長 ただいまの意見は、旧軍飛行場用地問題だと思えますが、白保地主会については現在嘉手納のほうの地主会といわゆる地料の未払いの訴訟を行っているところでありまして、そちらのほうでやっていきたいということで、旧軍事業についての理解はまだいただいております。その訴訟

も現在係争中でございますけれども、その訴訟の結果も踏まえながら別途また訴訟と旧軍事業並列というのはなかなか難しいのですが、そういった事業の趣旨というのも石垣市とともに地主の方々に理解を求めていきたいと考えております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

まず初めに、参考人からの意見聴取、乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

参考人の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人から意見を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、各県立病院長・病院事業局長から御意見を聴取した後、委員から参考人に対し質疑を行うことにいたします。

なお、参考人が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、条例の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人の意見を聞く場でありますので、参考人が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、各病院長・病院事業局長から、乙第7号議案に対する御意見を聴取したいと思います。

宮城良充中部病院長。

○**宮城良充中部病院長** 今回の定数改正について、お話ししていきたいと思い

ます。まず条例定数改正が執行部のほうから111ということになりました。中部病院のことをお話ししますと、当初の要求は99でございましたけれども、結果は46減の53名の増員となりました。数字は確かに、99が53ですので満足とは言えませんが、県立南部医療センター・こども医療センターの7対1看護体制のための増員が認められて以来、3年続けて大幅な増員を交渉するには、切迫した県の財政では厳しい状況でした。それで病院現場もヒアリングを行い、総務部との交渉を行いました。提示された数字は低い数字でございました。再度理解を求める交渉を行いました。最終的には病院事業局長に一任するという形になりました。結果的に111という数字は懸命に病院事業局長が交渉した結果であり、100%とは申しませんが、現在の病院事業局の置かれた立場では、一応納得するものではないかということで考えております。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 今回の定数改正、111名の増ということで、ことしも含めて3年間、主に看護師の増を中心とした定数改正をしていただきまして、議員の先生方にもいろいろ御協力をいただいたことは大変感謝申し上げます。当院も平成22年度に7対1看護体制をしてから収益増、それから経費の差を見ますと、それだけで2億円の収益改善になっております。今我々が考えているのは、病院現場というのは人員を配置することが即診療報酬の加算というところにつながっているような体制になっております。人を配置することによって医療の内容も改善しますし、収益も上がるという事実がございますので、今後とも必要な人員は配置して、病院現場として、経営再建というか、経営の改善に向けて力を発揮できる状況をつくっていただければありがたいなと思っております。今回の111名ということでもありますけれども、今回も病院事業局長がかなり頑張ってくださいまして、実際は111よりももっと少ない数でどうだということが総務部のほうからいろいろあったようでございますけれども、病院事業局長が頑張ってやっと111名というところまで盛り返したと言っているのでしょうか、そういう形になっております。ただ、正直なところ、この111名で現場が本当にやっつけられるのかということになりますと一きょうは参考人という立場で現場の声をお話しさせてもらえば、非常に厳しい状況でございます。議員の先生方は恐らく定数が111名ふえるという認識でおられるのかもしれませんが、ところが医療の現場では、既にそれよりもかなり多くの数の職員が、恒常的に必要な業務のために臨時的任用職員、嘱託職員という身分で採用しなければいけない状況がございます。定数が少ないので、仕方なく臨時的任用職員、嘱託職員で採用している医師、看護師も含めて、国家資格を持っている人たちをそういう身分でしか採用でき

ないのが、今の県立病院の状況でございます。後ほど細かい状況はお話しさせていただきます。

○安谷屋正明宮古病院長 この総務企画委員会に現場からの意見を話す機会をいただきまして、本当にありがとうございます。これまでの病院の職員の定数に関しては、平成22年度の117人、平成23年度の85人、今年度は111人と上がっておりまして、トータルすると313人の増になるわけです。それ以前というのは、嘱託職員1人を確保するのにも、宮古病院でも大変な苦勞をしておりました。ですからこの条例改正で大幅に変わってきたことは事実ですし、本当に感謝申し上げます。その上で、離島の宮古病院という視点から見てみますと、やはり大きな問題の一つに人材の確保という問題があります。いろいろな職種、専門職の職員を採用するに当たって、離島ではホームページだったり、いろいろな手段で人員を確保しようとするのですけれども、嘱託職員とか臨時的任用職員とか、期限が限られた中では採用が非常に厳しくなります。それから離島の医療の質を守っていくためには、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、できたら県立精和病院からの精神科医も、経験のある医師たちの派遣というのが必要になります。そういう意味で、基幹病院的な病院の定数ということが離島を守るという意味からも、やはりふやす必要があるのではないかと個人的には思っております。そういうことが実質的に2つの面の課題として、経営的な問題があります。このような長期的な繰入金金の縮減ということ、それから経常収支黒字及び手元流動性の確保という経営的な命題、それをクリアするためにもいろいろ検討してもらったらと、一応考えているところです。

○松本廣嗣八重山病院長 今回の111名、それから21年ぶりに増員となった県立南部医療センター・こども医療センターで7対1看護体制を導入するというその時点からの県の努力、あるいは県議会の努力、あるいは県立病院課の職員の努力、本当に私たちはありがたいなと思っております。今回の111名というものは、我々が求めた数字とはかなり違いましたけれども、十分な理由があるという評価をした上での数字で、我々はその努力に敬意を表して認めざるを得ないし、非常にありがたいことだと思います。しかしながら、今安谷屋宮古病院長が言いましたように、特に離島、僻地というところでは人材の確保には非常に苦勞しております。例えば条件の定数ということで、正規職員として受け入れるということでも難しいわけですね。それを何とか沖縄本島の有名な県立中部病院とか県立南部医療センター・こども医療センターとか、そういうと

ころで人材確保してもらってそれを離島に回していただくと。そのようなことも含めて何とか人材を確保するという状況ではあります。ですからそれが実際思うような形で手に入れることができるためには、県立中部病院やら県立南部医療センター・こども医療センターの定数一受け入れられる枠をふやして人を獲得するというのも一つの非常に大きな手段だと思います。病院全体としては、現在実際に仕事をしている方の数は3850というか一3800前後で動いているわけですね。その中で定数というのは今現在2496与えていただいていますから、大体6割の方がそういう定数で、あとの4割というのは非常勤、または委託の職員でまかなっているわけです。相当スクラップ・アンド・ビルド、努力して必要な場所に定数を回し、何とか外注できるところはアウトソーシングしてこの数をキープしているのだと思います。ただ、その数が次第に一定数部分を何とかいじくらなければ、社会の流れの中で、病院の経営を責任を持って維持するところどころが徐々に難しくなっている。そういう状況にあるのだと考えます。我々、地方公営企業法全部適用になったということで、相当期待したものはありましたけれども、なかなか責任を持って病院経営を運営するという立場からは、一部でもいいですからそういう権限をもう少し病院事業局長に移していただけるような体制をとっていただくこともお願いできれば非常にありがたいなということで、今回の定数のいろいろな動きもそういう希望といいますか、そういう流れの中で起こっていることだろうと思っております。

○新垣米子精和病院長 精神科単科の病院です。精神科は現在一しばらく前からですけれども、精神科医療としてちょうど転換期にあります。そして現在の定数問題の前にもっと大きな問題があるのです。精神科というのは、精神科特例というのが1958年に通達されまして、そのときに一般の医療よりも医師は3分の1、看護師は3分の2でいいと定められております。それが現在まで続いているという状況があります。非常に苦しい状況で定数が定められております。現在政策が見直されて、精神科は救急と地域ケアということで分化しているのです。急性期救急のほうにはスーパー救急と急性期がありまして、診療報酬も非常に高く設置されるようになりました。それでもまだ一般科に及ばないのですけれども、今現在私たちの入院単価は1万数千円というぐらいいすけれども、一般科では6万円になっていますよね。そのぐらいいの単価しかないという状況でやっておりますけれども、スーパー救急になると3万幾らかという状況になっていて、差異化が図られていっているのです。それに対応するような人材確保であるとか、ハード面の改正であるとか、やらなくてはいけないのにそれがなかなかできていないという状況なのです。当面必要なものは、

まずはコメディカルと言われている部分ですね。精神科で今チーム医療というものが—これなくしては診療報酬も取れないという状況なのです。それから医療の質も全然追いつかないという状況ですので、コメディカルをまず確保したいというような状況なのですが、実は県に精神保健福祉士という職制ができたのも3年ぐらい前です。これもなかったのですね。それがようやく職制ができて、今私のところに何人正規職員がいるかというところ、精神保健福祉士と言われている職制が2人しか正規採用されていないのですね。それからOT—作業療法士というものがいますけれども、これも4人しか正規職員がいない。それから心理、これも1人しかいないと、非常に貧しい状況でやっています。民間はその倍、3倍というような状況であります。それから精神科医でも、うちと同じぐらいの規模で—私たちは定数は9人になっておりますけれども、20人ぐらいを確保している民間病院もあります。それほど民間のほうがずっと定数を、人数を上げていっていると。作業療法士とか精神保健福祉士も20人ぐらいいるという状況なのです。そのように非常に不足した状況でやっけて、今回増員要求をしましたが、ゼロ査定というような状況でした。ですから2カ年に1回診療報酬の改正がされて、医療の質と診療報酬体系に見合った、現在必要とされているような医療を進めていくためには、どうしてもこのきちきちとした定数枠ではなくて、医療で必要だと思われるような定数とか、それがぜひ必要なのです。ということで、今の枠を広げていただきたい。現場の裁量に任せてやれるような定数枠にさせていただきたいというのが私の希望です。

○伊江朝次病院事業局長 今回の条例定数の改正、111名につきましては、病院現場のヒアリング等を通じて積み重ねた347から、県立病院課として、経営の状況とか収支の状況、それから職員の必要性、緊急性というものを考えた上で、173という数字で最初は総務部と交渉を始めました。総務部との交渉の中でこういった収支の状況とか経営の見通しとかいろいろ議論した結果、111という数字に、お互いの協議の上でなっております。最終的には知事とも相談した結果の111でございまして、次年度はそれを念頭に置いた人員増を図りたいというような感じでございます。

○當間盛夫委員長 参考人からの意見聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 きょうは本当に御苦労さまです。私たち総務企画委員会ではなかなか先生方の声というのは聞けなかったものですから、現場の先生方の御意見を聞いて、今回の沖縄県職員定数条例をしっかりと審査していきたいという思いで、参考人として来ていただきました。ありがとうございます。各先生方からいろいろお話がありましたけれども、最初に県立南部医療センター・こども医療センターで7対1看護体制に既に取り組んでおられる大久保先生にお尋ねしたいのですけれども、県立病院における定数と、医療の関係一先ほど増員が収益増につながるのだというお話がありましたけれども、111名では厳しいのではないかと御意見でした。それで、定数と医療の関係をどのように考えておられるのか、定数不足が病院現場の医療と経営にどのような影響を与えているのか、そして今後定数というのはどうあったほうがいいのかということについて、率直な意見をお聞かせいただければと思います。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 先ほども少し申しましたけれども、今の診療報酬体系、医療を行った上で我々がいただく報酬の体系がどのようになっているかというのと、医療の質の改善、それからサービスの改善、そういうものをしたところには当然のこととして診療報酬のいろいろな加算をつけますという体制になっております。これは国民のための医療をするために、それだけ人材を投入すれば国のほうもそれだけの報酬をきちんと払いますよというシステムになっています。我々の現場としても、そういった加算というか、加算をとるためというよりも医療の内容をよくするためには、そこに専属の看護師なり薬剤師なり、そういういろいろな職種の人をつけることが今必要になってきています。そういうことをやることによって、質が改善するし、サービスがよくなる、患者さんに喜んでもらえるというような状況になっています。そういうことで、我々としては経営上もそういうことを県立病院でもやって、経営効率を上げることができるような病院運営をしたいというそれだけなのですよ、本当のところを言うと。それをやりたいのだけれども、なぜそれができないのかというと、すべてといっても過言ではないと思うのですが、沖縄県職員定数条例のところ突き当たっちゃうのですよ。過去において、その7対1看護体制の話が出たときに民間病院がいち早くその体制をとりました。その時に県立病院、我々はおくれをとったということでこれは県立病院の経営陣の能力であるとか、経営力がないからだというようなことを言われたこ

ともあるのです。だけど、既にそのときに我々としては、7対1をとらないといけません、看護体制の改善をしないといけませんということで、我々としては声を上げているのです。ただ、それができなかった。それを阻んだのがやはり沖縄県職員定数条例、これ実は20数年前、30年近く前のものだったと思うのですが、それを改正することができなかったのが原因です。そして、ここ3年間、一昨年から昨年と2年連続で定数条例を改正していただきました。これも21年ぶり、でもまたことしも改正なのですよね。3年も連続して沖縄県職員定数条例を改正しなければならないということは何かおかしいのではないのですか、というのが我々の考えです。本当に病院運営に十分な定数というものがある、それが条例定数として定められているのであれば、何年も続けて条例を改正する必要は本来ないはずなのですよね。今ある沖縄県職員定数条例の数そのものが、僕はおかしいのだと思っています。そういう意味で、何十年も前の沖縄県職員定数条例の中でやりくりしなければいけない、現在の医療情勢に合わない定数の中でもがき苦しんでいるのが現在の県立病院です。私個人としては、今あるその定数の条例の枠が余りにも病院現場の経営をうまくやっけない手かせ足かせになっているのだと考えています。先ほどほかの院長も言いましたように、そういったその枠を広げていただきたい。そして、広げていただくことによって病院現場、あるいは病院事業局長にある程度の権限を持たせて、我々病院経営者によりよい病院経営をさせていただく条件というものをつくっていただき、そうすれば我々は頑張りますと言っています、収益を上げますと言っています。そうすることによって、繰入金も最終的には減っていくのだと私は考えています。答えになっているかどうかわからないのですが、そういう考えです。

○新垣清涼委員 今、沖縄県職員定数条例で縛られていてなかなか思う存分県民へのサービスができないというようなことでしょうか。続いて、県立中部病院の宮城先生にお尋ねしますけれども、今年度から7対1看護体制に移行されたということですが、県立中部病院では離島支援で医師の派遣もやっておられるようですね。それで、定数不足が病院現場の医療と経営にどのような影響を与えているのか、さらに先ほどの資料に今後の定数についてはどのようにあるべきだとお考えになっているのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○宮城良充中部病院長 まず、定数について、実は私は院長になったばかりでまだ1年しかありませんけれど、歴代の病院長も、結局定数はやはり改正してほしいという意見はあったようですね。現に前病院事業局長も同じようにやは

り定数枠を何とかしてほしいという意見はあったのですけれど、いかんせん皆さんも御存じのように病院事業はずっと赤字だったものですから、その中で定数ということの話は結びついていかないということで、ずっとこのまま来た感じなのです。これは今回の経営改善に基づいてだんだん負債がなくなって黒字を出すようになってきた時点で、我々は過去とは違って経営に対する職員も一当然我々もそうですけれども、意識が変わってきたということが大きくあります。現に今県立中部病院で言わせてもらいますと、やはり定員をふやしていただいて、例えば専従職員、専従医あるいは専従ナースとかそうやれば、ぐんと加算がたくさんつくようなものも経営的によくなるようなものも随分あります。みすみすそれを失ってるというのが現状だと思います。それからもう一つは、離島が出てまいりましたら、どうしても研修医の話が出てまいります。我々は研修医を採用し教育して離島に派遣をするということで離島支援をやっているわけですけれども、離島に送り出して、もう一度再教育するという手段が今までございませんでした。彼らも県立中部病院に戻って専門医の資格を取りたいという研修医も何人かいたのですけれども、残念ながら過去には、こういう定数で縛られているものですから、職員を採用することができないので申しわけないけれど内地のほうで、あるいは大学に戻っているのが何人かいたということはありません。ですから、やはり定数というのはここで、特に病院事業局においては、何とか大枠をもっと広げていただいて、現場に、当然我々は責任をとりますのでしっかりと現場に管理させていただきたいというのが現状です。

○新垣清涼委員 では、県立宮古病院の安谷屋先生にお尋ねしますけれども、先ほど人材の確保がかなり厳しいという一離島ということもあるかと思いますが、先生のところでは開設している診療科目のスタッフは十分なのでしょうか。今どういう体制になっていますか。正規職員、臨時的任用職員、嘱託職員の割合ですね。

○安谷屋正明宮古病院長 これまで離島の職員の採用に関して十分かという話からまず始めますと、まずは医師の確保に関してこれまでいろいろ苦労してきました。その年度年度でその診療科によって変わるわけですよ。例えば精神科の指定医師がいない、そうすると入院が必要な精神科の患者の対応に当たって非常に困るのですよね。措置入院であったり、そういうこともありました。それから、脳外科の医師がいないために沖縄本島に患者を年間に55名搬送するということもあります。それから産婦人科の医師が1人体制のときに、これは

応援を何とか呼んで乗り切ったのですけれど、小児科が足りないこともありました。こういうようないろいろな診療科でその年度でこういう確保というのが非常に苦しくなることがあります。ですから、県立宮古病院が医師確保に関して力を入れていないといたらそうではないのですね。当然、沖縄県の琉球大学病院、それから九州の大学、それから京都、東京、東北とかまで医師を探しに行きます。それから、医師確保の雑誌などにも載せます。それからホームページにも載せます。そういう手を使いながら医師確保してるのですけれど、要するに定数が埋まったということがないのですね、はっきり言うと。それぐらいに苦労してるということ。それから、看護師に関しても育児休業とか産前産後休暇、それから病気休暇等に関しても、なかなか離島であるがゆえにそれが満たされるということはありません。それから、医療というものは医師、看護師以外にもいろいろな職種の方がチーム医療としてやっていますね。理学療法士だったりとか、そういう方などもやはりその臨時的任用職員の1年ではなかなか来手がないということがありますね。事実、平成18年から公営企業法全部適用になってから、医師にある程度臨時的任用職員を確保していい権限が移譲されたのですね。そういう意味で、例えば沖縄本島から理学療法士の臨時的任用職員を、以前は3年間は採用できましたので、そういうことで人をふやすということは患者さんのためになりますよね、脳出血などで倒れた方々の後のリハビリとかそういうこと。経営的にも収益が上がるわけですよ。平成18年度からの宮古病院の経営状況としては一応黒字に転換してきているわけです。ですから、臨時的任用職員等の職種の方を採用しても経営的にはどんどんよくなってきているわけですよ。そのような状況にあります。それで、今平成23年6月の資料しか持ってないのですが、この県立宮古病院の内訳、正規職員が267名です。それから、臨時的任用職員が24名、嘱託職員が51名、賃金職員が24名、委託が72名、合計すると438人の職員でやっています。以上です。

○新垣清涼委員 次に県立八重山病院の松本先生にお尋ねしたいのですが、先ほど全体で3840名の職員が働いているとおっしゃっていましたが、私が持っている資料で3001名となっているものですからびっくりしているのですが、先ほどお話しになったときに求めた数字とはちょっと違うのですということをおっしゃってました。そういう意味では、先ほど定数不足が病院現場の医療と経営についてどのように影響があるのか、そして今後定数について、先生はどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

○松本廣嗣八重山病院長 先ほど私が申し上げました3850くらいという数字で

すね、あれは委託の職員も含めているわけですね。ですから、それを除いて正規の職員と非常勤だけというように分けると、今おっしゃられた3001名という数字が以前ありました。これは先日の予算特別委員会の中で比嘉京子議員が質疑されていたときに言われていたのは3277でしたね。ですから、調べた時期によって多少の差が出てくるのでありますけれども、委託の職員は大体660ぐらいは例年いるわけですね。この人たちがいないと金の徴収もできないとか、病院のインフラのメンテナンスができないとかそういう問題があります。必須の部分ではあると思うのですが、ただ、これは外部にアウトソーシングしてでも仕事ができているということではあります。その3000名ぐらいの数というのは、今言いましたように正規の職員とそれから非常勤を合わせた数です。実際、定員と言われている数は先ほど申しましたが約2500なのですよね。ですから、1300ぐらいが正規の職員以外で病院が必要とする数なのですよね。すべてを定数化するという、そういうばかげた考えを持っているわけではございませんけれども、できるものはアウトソーシングする、しかし人材の確保あるいは離島への医師の人材の確保とかですね、あるいは収益につながる部分、こういうものはできる限り正規の職員化したほうがいいのではないかと考えております。

○新垣清涼委員 ありがとうございます。県立精和病院の新垣先生にもお尋ねしたいのですが、現在要求されたものから先生のところはゼロということで、県立精和病院は医師、看護師、理学療法士、すべてゼロになっているのですが、先ほどお話を聞きますとコメディカルの不足があつてということでしたので、その不足の影響として病院の経営にどういふ影響があるのですか。もし、ありましたら。

○新垣米子精和病院長 現在、精神保健福祉士というのがですね、今正規職員2人しかいないですね。ところが、精神保健福祉士5人要求してるかと思えますけれども、各病棟に配置してですね、退院支援したりとか、その人たちのさまざまな福祉的な相談—今精神科というのは、精神保健福祉法というようになりまして、いわゆる障害者もあわせ持つと、疾患と障害を2つあわせ持つというようになって、いわゆる医療だけでは成り立たなくなっているのです。この福祉のほうのことを主に考えてくれるのが精神保健福祉士です。その人たちがいないととてもできないのですが、例えば長期—これまで国の政策というのは収容型でしたので、社会的入院と言われている患者もいっぱいいるのですね。そういう人たちを退院させてあきをつくって、新しい人たちを入れる

というような循環を考えていかななくてはいけないのですけれど、社会的入院の患者たちを退院させていくときにすごく大きなエネルギーが必要です。そのときに、精神保健福祉士というのは大きな役割を果たします。今現在、5年以上の患者たちの5%くらいを退院させただけで1年間に8000万円くらいの収入が入ってくるという状況があるのですよ。そのようなものを例えばそういう人がいなければ、なかなかやっていけないという状況があります。それから、もう一つリハビリテーションを強化するということがあるのですけれども、新たな社会的入院をつくらないために早期からそのリハビリテーションを強化して作業療法をやり、それを退院させたならばデイケアにつなぎ、就労へ持っていくというような一連の作業をしなくてはいけないのですけれども、それについては作業療法士、精神保健福祉士がやはり両方かかわっていきます。そのようになりますと、作業療法士も各病棟に1人ずつ必要であるという状況になってきますので、今作業療法士4人しかなくて、これを作業療法とデイケアの2人ずつしか配分できないという状況になっていて、一応これも少ない状況です。これも、作業療法、デイケアをもっと盛んにすれば、今具体的にそう言えませんが、増収につながるということはあります。それから心理なのですが、これは直接診療報酬につなぐということではないのですけれど、集団療法というのをやれるのですね。この集団療法というのは、今現在特に求められている一質の向上というのが物すごく言われてまして、医者と看護師だけではできない、心理という人、作業療法士そういう人たち全部がチームを組んで治療に当たっていくという状況で、いわゆる集団療法の診療報酬がついてくるという状況です。ですから、経営的には雇ってもうまくいくという状況なのです。

○新垣清涼委員 昨日、総務部長の説明からすると、人員をふやせば経費がかかるのだという見方でそういうやりとりをしていたのですが、今お話を聞きますと、病院事業に関してはスタッフをしっかりと確保してふやすことによって収益も上がるのだということが、今先生方の話でよくわかりました。ぜひ、皆さんの要望も聞きましたので、それに沿えるような形で私たちも努力していきたいと思います。宮城先生からそれぞれうちの病院であと何人というのがもしありましたら、今現在、もし持っていらっしゃるのだったらで結構です。

○宮城良充中部病院長 現在の人数にあと何人いたらいいかということですか。まずナースについては、37ふやしていただきました。これはいわゆる休床している52床をあけるということで認めていただいたものですね。実はナースから見ると、県立中部病院の大事な機能をなしている高度医療を、ここについ

ではどんどん重傷化、高度化して、今の人数では間に合わないという状況ですね。ナースだけにしても、ナースだけに限定していただくとあと20人前後いれば、こういう機能をしっかりできるのではないかなと思っています。もうたくさん職種を挙げれば切りがないので、ちょっとナースだけにとどめておきます。

○新垣清涼委員 大久保先生お願いします。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 うちの病院では平成24年度の増員要求ということで病院側から一番最初に出した数は106名ほどだったと思います、トータルです。ただ、問題は今現在何人必要なのかというような目先の数の話をしても毎年毎年同じことを繰り返さないといけないような感じがするのですよね。先ほども言ったように。今、国のほうは皆様も既に御存じだと思いますけれども、社会保障と税の一体改革ということで2025年度までに医療福祉の介護のところでは機能強化を図りましょうということで、職員数を急性期病院では1.6倍から2倍にしますという方向を出しているのですよね。膨大な数です。精神科でも1.3倍にしましょうということを行っているのですよね、国の方針として。こういったことを考えると、今日先何人が必要かということよりも、今後の県の医療提供体制、県立病院をどうするかということ想定した上で、国の方策に沿った数を設定することが必要ではないかなと僕は考えております。県立病院の課題である医師の安定的確保であるとか、それから北部、宮古、八重山の7対1看護体制、さらに近い将来看護を5対1看護体制にしようではないかという話が出ている時代で、そういったことに対する準備もしないといけない。それから、ここ3年定数改善していただいているのですが、主に看護師、ことしはちょっと医師が入りましたね。だけど、それ以外のリハビリであるとか、臨床工学技士であるとか、メディカルソーシャルワーカー—医療社会福祉士ですか、そういうところの安定的な配置のための定数というのはほとんどふえていません。そういうことで、そういったチーム医療をやっていく人材の確保といったところに目を向けて定数というものを決めないといけないのかなと思うのですよね。だから、目先今何人が必要ですかというのは余りあり得ないのかな。僕は実際今の定数の1.5倍ぐらいほしいなと思っています。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 私、今回の定数の改正で、別に院長はいいのではないかということですね、病院事業局長だけということの考えでした。というのは、病院事業局長が全責任を負って病院のことをやっておりますので、もちろん院長の方々はそういう意思の疎通を図った上で今回の111名が出ていると思っております。それで、せっかくいらっしゃるのでお尋ねしますけれども、この21年間そういう増員がなかった。で、仲井眞県政のもとで平成22年度、平成23年度、平成24年度という形でやって、それまでは余りそういう声を聞きませんでしたよね。聞かないで増員をしていくと一気に、またさらに大幅増員ということがあって、これ一体全体どのような病院現場で努力をされて、21年もただ黙って大田革新県政あるいは稲嶺県政も含めて、そういう中で何でそういうことが行われてこなかったか、これがまず1つ疑問があるのですよ。これどなたかおわかりになる方お願いできますか。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 正直なところ、はっきりした理由はわかりません。恐らく僕らの前の代の院長たちの話だと思います。恐らく診療報酬の体系が、最近みたいに明らかに人材を投入すれば診療報酬にすぐに返ってくるようなものではなかったのかもしれない。要するに経営の面から1つありますね。今まで確かに県立病院というのは膨大な赤字を抱えていたので、さらにその中で人件費がかかるような定員増ということをおおびらに要求できないような状況にあったのは事実だと思います。回答になっているかどうかわかりませんが。

○照屋守之委員 でも、それにしてもこれだけの間、そのような問題の指摘はありながら、今また一気にこういう定員がふえて、平成22年度も平成23年度もやって、また今回も111名ふやすというのも含めてなお現場は厳しいという御意見ですよ。非常に私はちょっと不可解なものがあるって、経営が大幅な赤字というのは当然わかりますよ。わかっているけども病院現場がそういう改善ができていないというのは、執行部だけの問題ではないと思いますよね。何らかの問題があったのではないかなというように思っております。それと、先ほど院長から地方公営企業法全部適用になりながら、今の病院事業局長に全責任が負わされていなくて非常にもどかしいというような流れですけれども。我々は、病院事業については病院事業局長が全責任を負ってやっているという認識なので。これは局長、全然違うのですか。先ほどそうならないからもどかしいということですけど、いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 今の件は、いわゆる定数に関してですね。私は知事に提案するというようなことはできますけれど、自分のその独断だけでそれは決定することはできないというところにもどかしいというようなものがあったのではないのかなという気はします。それ以外のことでしたら病院長にも現場にもいろいろ諮って、職員の任免とかできますけれど、病院事業は皆さんも言っていますけれど、いわゆる人を要する事業だということで、診療報酬の改定に向けたいわゆるアップ・ツー・デートの対応をするのに、やはりもどかしいのかなというように感じます。

○照屋守之委員 ですからね、そういう形で仕組みは変わっていきました。今みたいな定数の枠のもどかしさがあるって、それが県立病院事業全体の経営にもかかわるというような重大な課題ですよ。それを取っ払って病院事業局にそのまま移していくというそういう仕組みづくりを考えないといけないのではないですか。黙ってそれを、そういうさまざまな問題があって今の病院長が指摘しているように、こういう課題があるのに、我々県民は全部病院事業局が責任を負っていると思っているのに、実態はそうであるということであれば何でその枠を取っ払わないのですか。そこが問題ですよ。

○伊江朝次病院事業局長 これは総務部長からも発言があったと思いますがけれども、地方自治法第172条に職員の定数というのはいわゆる条例で決めると、定めるというような形がございます。それを変える場合は、いわゆる議会にも諮って議会のチェックを受けて承認を得てやるということが筋でございますので、やはり今のような地方公営企業の中では私たち独自に勝手に決めるということは許されないという状況があると思います。

○照屋守之委員 ですから、予算特別委員会の中でもいろいろ院長の方々も発言されて、それぞれの経営に手足が縛られてるとかいろいろな課題が今ありますね。それを、今の現状の仕組みでやるとこれは永遠に抜本的な解決はできないわけですよ。ですからそれは、病院長の方々もこれだけ意欲的に、何で別にこれだけこういうことをやれば繰入金も59億円ではなくて50億円、40億円でもどんどん減らせるのではないかという提案をしてますよね。それだったらいろいろなその縛りがある中で、別に独立させて自分たちで病院経営やっていいのではないですか、独自で。それを考えるのが今の病院長であり、病院事業局長の仕事ではないですか。この足かせで窮屈だよ、大変なことだよ、いろいろな不満があって結局これは全部知事部局がそういう仕組みをつくっているとしか

思いませんよ。そのもとで病院事業局が経営されているということで、これもだめあれもだめと言いながらそういう経営をして、こうすれば繰入金ももっと減らせるよと言えば、どうぞ自分でやってくださいと私言いますよ。なぜそのようにしないのですか。やってくださいよ。自分でやったらいいですよ。院長も含めて。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 まさにそのとおりだと思います。運営形態の話に行くところだと思うのですが、私、病院長をしていて、運営形態というのは経営をする一つの方法論なのだと思っているのですよ。地方公営企業法全部適用であっても、独立行政法人化であっても、民営にしても経営することは同じなのですよ。ただ、今正直我々は、地方公営企業法全部適用の中で病院経営をやれと言われていて、その中でしか今は動けない状況にいます。その中で我々としては、決められた中で仕事をしている立場ですから、だから、決める立場の考え方は全く考えない。そういう立場の中でどうしたら一番いい経営ができるのかという立場で今お話しさせていただいているのです。だから、あなた方が自由にやっていいですよ、しなさいということであれば、本当にそういうことであれば、本当にできるのであれば、それも我々は一つ考えますけれど、今できるというわけではないではないですか。これは、知事が決めることなのであって、知事が決めてこういう形でやりなさいということであれば、我々は当然その形でやりますということだと思います。

○照屋守之委員 ありがとうございます。私もこれだけのノウハウをもって、我々あの経営再建3カ年計画を積極的に推進しましたよ。我々はその中で人員増も含めて、知事もなかなか厳しいとおっしゃっていましたよ。経営再建の中で本当に人がふやせるのかと。これは県民の医療を進めていく上では7対1看護体制が必要だからといって、我々も強力に後押ししてあの前年度の数字が出てきているのですよ。ですから、そのぐらい我々は腹をくくって覚悟を決めて今やっていて、何でこんなに足かせと、いろいろな物を言いながら能力のある先生方が何で自分たちで独自でやる方法を考えないものかなとか、それを思っていましたので、ぜひ大久保院長よろしくお願いします。これからそういう議論も含めて一緒にさせていただきますので。

それと、この定数増、今回の改正ですね。私どもは県議会としていろいろ意見はありますけれども、それぞれの組織を尊重して、例えば知事部局との協議をしながら111名決めていく、病院事業局長を中心にやっていく、その分について評価しているというお話がありましたよね。そうすると、我々からすると

多少はこういうそれぞれの意見も聞きましたので、非常に厳しいな、不満は結構あるなというような思いはありますけれども、これについてはある意味では合意しているな、意思疎通はできているなという思いは私は持っていましたよ。ところが、予算特別委員会とかこのような意見を聞いていくと、これはまだまだかなという思いがあって、こういう中でお互いがこの定数をどうのこうのという、先ほども人員をふやしたら診療報酬も上がって経営的にも非常にいいよということですよ。私は、単純に考えて人件費をふやして経費をかけたら、この分の見合う分の売り上げがなければ、ただでさえ厳しいのにどうなるのだという、ごく一般的な考え方で対応して厳しいなという思いがありましたけどね。ですから、今回のその条例については後で意思決定をしていきますけれど、なかなかこの111名の定数、通りませんよ、今回の委員会は。そうするとまた別の形で執行部は考えていくということになりますけどね。これを4月1日からスタートさせるということは非常に厳しいと思いますよ。ですから病院事業局長、今の院長それぞれ抱えているいろいろな意見もありましたね。精和病院はゼロではないですか。そういうのも含めて、今回の議案は1回一たん取り下げてもらって、もう少し具体的に検討してもらって、再度提案してもらえませんか。もう今の状態だったら、それぞれの病院の立場も聞いてわかりながら、こういう状況の中でこのようなものを審査して我々が責任持って対応できるというのは、なかなかそうはなりにくいのですよ。これまた議案はなかなか厳しいです。これはつきりしています、この111名というのはですね。だからこれからどうするかということですが、これからの議会の運営も見えていくと、3月28日最終本会議、そういうことも考えていくと、もう一回調整したほうがいいのではないですか。議案についていかがですか。このままでは厳しいと思いますよ。

○伊江朝次病院事業局長 この点は、病院現場と県立病院課との中で討議した上での最終的な案でございますので、私は知事ともこれは一応お約束しておりますので、何とか通していただきたいというように思います。

○照屋守之委員 ですから、病院事業局長のその説明も含めて、そうだったらいいのですけれど、先ほどみたいにそれぞれの病院長のそのお考え、これだけ足かせではなくてこれだけふやしたら診療報酬も上がるのではないのと、経営的にも非常にいいのではないかとということですよ。県立精和病院はゼロですよ。だからそういうことを考えていくと、もう一回本当に今111名の定数がいいのか、もっと詰め直して県議会も全会一致で、全会一致ですよ、こんなのは

多数決どうのこうのという話ではないですよ。だから、理解を求めて再提案するというをしないと、この問題は抜本的な解決どころではないですよ。我々は責任持ってできませんからね。今のような意見聞いて、我々がはい、ではこれでいいです、という話にはなりませんよ。問題を山ほど抱えていると聞かされたら、我々はどの定数がいいのかという、もうそれすら私は見当が付きませんよ。ですから、我々が責任持ってやれるような状況をですね、それと議会ですから、全議会の同意が得られるように総務部長と相談して議案の取り下げの件は検討してくださいよ。これでは責任負えませんよ。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 伊江病院事業局長はなかなか答えにくいと思うので、僕のちょっと個人的な意見なのですが、今県立病院課と我々病院長の意思の統一が図られていないような誤解というように恐らく映っているのだと思います。ただ、その県立病院課のほうも病院長のほうも、職員の定数をふやしたいというところでは意思統一しているのです。全く違ってないのです。ただ、その数を決める段階で、数を制約してくる一査定してくるのは総務部なのです。県立病院課の人たちは一生懸命その現場の声を聞いてその数を総務部に出すのですけれども、そこで担当の人たちは県立病院の現場を知りません。診療報酬の何たるかも知りません。そういう人たちを相手にしてこの定数の数を決めるのですよね。僕はこれが本当の話かわからないのですが、3けたの数字は避けたいというようなことで、90何名にされたという話も聞かされています。これは本当かうそかわからない話なので議事録から外していただいても構わないのですけれども、そういう病院現場を理解されていない方々との中で調整されている状況の中で、病院事業局長は最大限の努力をされたのだと思います。それで、我々はこういった状況をずっと見ていて、事務の担当、執行部の中で定数を大きく決めるということは限界だと思っているのです。難しいと思っているのです。それで、私たちは先ほどから言っているように、県民のための医療をよくするために定数をふやしていただきたいということをお話ししていて、それで経営も頑張りますということをお話ししているので、今、私がここに来た理由は議員の先生方のお力をぜひおかし願いたいという気持ちなのです。県のその担当の職員の中で、定数枠を大きく広げようとか何とかというのはできません。だから、病院事業局長にその数を出してくださいという御意見だったけれど、恐らくできないと思います。そういう大きな数を決めるのは議員の先生方だと思っています。県の中身を見て。ぜひお力添えをお願いします。

○照屋守之委員　ですから、我々に今そういうことを言われても非常に困るのですよ。定数は300何十名を病院事業局が持って総務部とやりましたよね。それで、ある一定の枠を111名というものを決めてあるではないですか。それは議案として出されてますよ、これは皆さま方の意思ですよ。我々の意思ではないですよ。それを出した後に、これをまたこういう形であなた方が枠を決めろと言っても、それこそ無責任な話ですよ。我々が中身をわからないのに何でできるのですか、病院の事業を含めて。ですから、そういうことも含めて今指摘をしてるので、とてもではないけどこういう段階ではない。議案を下げて、もっと病院長も含めてその担当部局と詰めてやってください。それで、もう一つは今、定数枠がどうのこうのと非常に厳しい指摘ですけれども、これを取り払うにはどうしたらいいのか、知事部局とどうすれば切り離せるか、そこまで詰めてください。来年も全く同じようなことをやるのかとって、それをぜひやってください。ですから、今我々に定数を111名何とかならないか、ふやすことができないかという、こんな話は絶対できませんよ。こんなレベルではないです。皆様方が協議して出したのがこの数字ですからね。ですから、中の意思の疎通ができてないということは、我々はもう病院事業は一体どういうことですか、何を考えて経営してるのですかととなりますよ。これはとんでもない話ですよ。病院事業局長、今こういう実態ですよ。出直したほうがいいと思えますよ。

○伊江朝次病院事業局長　先ほどから申していますとおり、これは現場から上がってきた347を県立病院課の中で経営に対する影響とかも全部検討した上で、173という形で総務部と交渉に当たりました。これがスタートです。そういう中でいろいろ総務部からの質問に対しても、県立病院課の職員がいろいろ答えておりますけど、173という数字をもって総務部を説得するだけの資料を持ち得なかったというのが現状であります。その上で、お互いの協議のもとで111というところで妥協して決定したということがございます。病院現場としては347という数字を出していますから、その数字にはほど遠いということはございます。ですけど、今までやられてなかったこの定数改正を3年連続で認めていただいたと。これは病院事業の中でも非常に画期的なことでもありますし、少しでも病院事業の運営に資するものだということに思っております。その中で、あくまでそういう希望の上での定数枠の拡大ということを院長たちはみんな言っていると思うのですが、これはその数字を即、右から左に人材を確保するということではございません。111を決める際にもしっかりと経営に対して悪い影響を与えないように、県民の医療をしっかりとやるのだという視点でやってお

りますから、無差別に野方図にやろうというようなことではないというとは委員はわかっていると思いますし、この111は一応、病院長たちにも了解を得て出した数字ではございます。

○照屋守之委員 ですから、そういうことも含めて111が出てきた、そうであれば、いろいろなお願いがあってこの173というものもある、来年もある再来年もある。私からすると、平成22年度もやって平成23年度もやって、毎年やって仲井眞県政の中でずっとやり続けていて、にもかかわらず、それは来年もその次もあるだろうと私は思うのですよ。だから、そのようなものを具体的に一つ一つ詰めていって、非常に不満もあるかもしれないけどという思いの中でそのようにやってきて、なおかつこのようなことで我々に何とかしてくださいよと言われても、だからこれは全然筋が違うのですよ。県議会はそんなものではないですよ、ということなのです。ですから、この111名も根拠そのもの自体がもうどうやっていいかわからないわけですよ。だから、一たん取り下げてもらって、先ほどみたいにオープンに話してどうするかということをやった上で、きちんと全議員が賛同できるような体制をとって上げてもらえませんか。これは絶対間に合いませんよ。3月28日最終本会議、これどうなると思いますか。このまま通りませんから。

○伊江朝次病院事業局長 今、委員がおっしゃったようなことをやりましたら、4月から即病院現場が混乱するという状況があります。医療の提供体制そのものが崩れる状況があります。これに関しては、ぜひ委員の皆様にご認めていただきたいと思っております。

○照屋守之委員 私が言っているのは3月28日、議会の成り行きによって意思決定できませんよ。4月1日からスタートできないですよ。この案件は、こういうところまで来ています。それをどうするかということですから、こんなせっぱ詰まったものを我々にゆだねられても非常に困るわけですよ。再議の提案なんて前回の反省も踏まえて、出してすぐいきなりはできませんよ。ですから、そういうことも含めてやると最初から間に合わないことははっきりしているわけではないですか。それよりはあっさり取り下げてもらって、内容をもっと確認して全議員が賛同できるような仕組みをつくっていかないと。先ほどそのような意見を聞くと、とてもではないけれど、これは今111名で審査できるような状況ではないでしょう。我々は何名がいいのかわかりませんよ。院長方は我々にもっと増員の期待をする、我々はこの111名をきちんとしたものと思って

いるのに、そうではないと言われたら我々はどうやって審査するのですか。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 まさに議員の責任が問われていると思います。私は1期目は文教厚生委員会にいました。県立浦添看護学校の払い下げというものも残念でたまりません。そういう面では21年間条例改正ができなかったものを私たち議員が島根県とか埼玉県とかそういうところを回って、総務省にも問い合わせをしてこれは行政改革の対象でもない。要するに独自に条例で増減ができるというところで私たち野党はこのシンポジウムを開いて、島根県の院長を呼んで、それは地方公営企業法全部適用であればもっと権限もできるし、それは総務省のいろいろなガイドラインも強制力はない。だからしっかりと県民のために医療をやる必要があるということになったと思います。ではなぜそういう条例改正ができるかということになったら、やはりそれぞれが県立病院は県民の最後の命のとりで、これは何としても守るべきだということで、要するに各地で住民の皆さんが県立病院を守れとかつてない運動が起こる中で、それはやはり県民合意のもとで、できなかった扉を私たちはあけてきて、そして条例改正ができるようになった。そういう面で、それにかかわってきた我々としては非常に誇りに思います。それはできなかったものを我々議員が勉強して上げてきたと。それで今、今回まさに次の第2ラウンド、すなわちそのようにして県立病院を守ろうと。そして3年目の経営改善がなされて、現場でも本当に努力をされて医療の専門家である先生方がやはりこの経営もきちんとしなさいといけないうことで切磋琢磨して、給料の見直しも含めて、医師手当の廃止だとかいろいろな意味で身を削ってここまできたというものがあるからこそ、県民合意のもとでいろいろな不十分なものがあつたとしても、連続して定数増という状況をつくり出してきたと自負しております。本当に県議会の権能を私たちは発揮してきたというように思っていますし、そういう面でお尋ねしたいのです。私は今、妥協の産物として111になってしまったと、これは残念無念だと思うのですよ。これはしかし、先ほど言った今の現状からして少しでも前進しなければいけないという中では、私たちは111を否定しているものではありません。しかし、県議会議員になって8年近く県立病院にかかわってきて、今の大きないろいろな動きの流れの中で独立行政法人化はやめるべきだ。やはり沖縄の米軍占領下の中から国費留学生の皆さん含めて、沖縄でどこでも住めるようにという使命感に燃えて、私たちの年代含めて、在本土沖縄県学生会運動の中で医

学生の皆さんが離島を回って、やはり沖縄に帰って県民の命を守るのが自分たちの役割だと、こういう精神のもとで私は県立病院が支えられてきたと思うのです。だから、そういう面ではやはり皆さんがお医者さんとして、県民の最後の命のとりでとして誇りを持って必要な医療をしたいという願いはそれぞれ持っているわけですね。病院事業局長、まずそういう理念的なお互いの学生時代含めて、学んだ役割としての所信を含めてお聞きしたい。

○伊江朝次病院事業局長　ここにいるみんなが、大久保院長を除いたらみんないわゆる国費・自費沖縄学生制度で医学を学んだ者です。大部分の者が即帰還して中部病院で研修したというような形で、その研修の延長の中に離島医療があったということで、ごく自然に離島にも行ってきたという状況がございます。我々は昭和40年代に卒業しておりますから、これからほぼ来年あたりで定年という者ばかりです。ですから、30年以上にわたってこういった医療に従事してきております。今の県立病院事業というのは、私たちが病院に入ったころに比べれば病床数もかなりふえてきておりますし、当然平成元年ぐらいからほぼ病床数としてはフラットになっているのですけれど、そのころのそういった医療というのは、もういわゆる10対1看護体制というのは基本で、人をふやすとかというものはほとんど診療報酬に反映されないという状況がございました。平成16年ぐらいに7対1看護体制というのが導入されて、要するに手厚い看護をすることによって診療報酬に反映されてくるという状況が来ております。そういう中で医師もふやして行って、医師いわゆる医療スタッフをしっかりと備えることによって、医療を充実させてくださいという状況の中に来ていたということは、今の定数問題に波及してきているということでもあります。ですから、私たちはほとんど若い間、中堅に達するころまでほとんど人材をふやすというのは一ごく自然にいつてる状況で、みずから積極的にふやそうというような状況ではなかったのですね。そういう中で、沖縄県の公的病院としては県立病院しかないですし、那覇市立病院は那覇市とその周辺しか診ていないと。県立中部病院から始まって平成18年には県立南部医療センター・こども医療センターという基幹的な病院が2つできたわけですけど、その2つでもって県内、県医療をくまなくやっているという状況があります。これを支えてきたのはまさしく先ほど言われた国費・自費沖縄学生制度の人たちがしっかりそういう医療をやって、県立病院に残ってやってきたからだと思いますし、私たちの数年先輩の人たちはほとんど帰ってきたら四、五年でみんなやめて行って開業しています。ですから、我々世代から残っていてずっと県立病院—公的病院に勤めてきたという状況がございます。ですから、県立病院事業に対する自負心は、熊本から

来られた松本先生や東京から来られた大久保先生も研修医時代からやっているものですから、物すごい愛着が強いのですね。何とかそれを、かつては経営は二の次だった、医療だけやっていたらいいやというような時代がありました。ところがやはり病院事業も赤字問題がクローズアップされてくると、いわゆる公営企業の公共の福祉の向上だけではだめなのだと。やはり経営というか、経済性も重視してやらなければいけないという形で目覚めてきているというのが現状だと思うのですね。物事というのは、いわゆる思い立ったが吉日だと思いますし、できるだけそういったところが独立採算とまでは言わなくても、できるだけやはり県に対して負担をかけないような状況をつくればいいのだということで、病院長たちもいろいろな提案を今やっているような状況だと思うのです。ですから、いろいろな運営形態問題で、足かせをなくすとかという形態の問題もありますけど、私たちは今の公営企業の中で最大限のことはどこまでできるかということで、いろいろ考えた上でのこの3年間の定数、再建支援も仰いだ形での立て直しだったと思うのです。ですから、私たち世代がある意味なくなったら、その次に本当にそれを後輩たちに伝えているかというとなかなかそれは心配なところがありますけれど、今我々がやれることは、やはり県立病院事業が将来にわたって盤石になるような体制をつくることだろうと思うのです。そういう意味では、ぜひ議員の皆さんにもそういう御理解をいただいて、支援をいただきたいと思うところでございます。

○前田政明委員 私は個人的には県立病院の問題について、沖縄県の県立病院の赤字は1病床当たりの繰り入れが全国最下位、全国並みにやればできるということで稲嶺県政のときにその数字を出させて、まさにその県立病院の実質赤字の分が繰り入れの不足分、400億円と同じだと。そういう面では、沖縄県という島嶼県の中でやはり有人離島を含めてそういうところでしっかりと守るために、不採算部門の仕事をしている県立病院の役割は大きいと。そういう面では、1病床当たりの繰り入れが少ないからこういう状況になっているのだと。あのときは、医師のそれぞれの収益、看護師の収益も全国トップレベルという状況で、現場は非常に頑張っているのではないかと。ただ、問題は全国と比べたら医業外収益すなわち一般会計の繰り入れが少ないのだということを私はこの間ずっと追求してきました。未収入があってそれが原因だと言う人もいましたけど、私はそうではない、いわゆる本筋は全国的に見ても医者も看護師も全国レベルでトップクラスの頑張りをしているのだと。そしてまた県立中部病院を中心とする研修医の問題、そこに沖縄のかけがえのない財産があるのだというように訴えてきましたけれども、それが議会でも基本的にはそういうことの議

論の積み重ねの中で平均65億円の一般会計からの繰り入れが何とかなされて、その中で必然的に当然85億円の追加が出てきたと。那覇市立病院の再建の問題も市議会議員時代にありましたけど、5年間で毎年5千万円入れながら市立病院をどうするかと。その場合に、医者が好き勝手に薬だとかいろいろなその他の機器その他をやる、そういうものも改めるべきだと。それから診療時間になっても出てこない、こういうものもきちんと集めるべきだとか、そういう面ではたまたまいろいろな事情で百条委員会もありまして、薬品会社も全部呼んで集中的に審議をしたことがありますけど、それは余談ですが、そういう経験からしても市立病院と県立病院の規模が違う、役割も全然違う、そういう面では民間の私の知ってる病院の先生方も、看護師が私たちがやったシンポジウムで言っていたのですが、県立病院があるから民間の救急もできるんだと、本当にどうしようもないときには県立病院が24時間あいてると。だから、自分たちも民間病院もできるのだというように話していて、県立病院の24時間昼と同じように麻酔の先生含めて、昼と同じように難しい手術もできる、たらい回しもない、本当にどんな難しいものでもしっかり受けとめることができる。そういう県立病院の果たしている役割を県民になかなか知られていなくて、それがいろいろなところで学習会までして、それがわかった中で先生方も公務員医師会含めて頑張っていて、やはりこんなにすばらしかったのかと。全国でたらい回しで出産ができなくて亡くなるという事件がある中で、沖縄県はそういうことが起こらない。民間の病院の私の知人の医者も看護師も県立病院があるから一緒に連携をしながら県民の命を守ることができていると。本当に各地で民間病院とも連携しながらやっていく皆さんの役割というのは、かけがえがないし、これは失ってはいけない。人材が団塊の世代だけで終わって、後の若い医者はもう難儀だからやめて開業したほうがいいと、または民間病院に行ったらいいのではないかという形で考えていまして、院長それぞれ皆さん方の仕事の誇りとかそういう形で果たした役割について、まずお聞きしたい。

○宮城良充中部病院長 今ちょうど救急のほうが出ました。私は専門が救急なものですから、おっしゃったように県立病院が最後のとりでという形でずっと控えております。それがまた県立中部病院に勤める我々の誇りとなっておりますので、それがモチベーションとなってやっていけると、こういう伝統を崩すべきではないし、守っていくべき。もう一つは、私どもの病院は急性期病院です。急性期でよくなった人を今度はいわゆる亜急性、慢性期にお願いするときには、どうしても連携が必要となってくるのですね。ここで、いわゆる連携をするような職種が採用できないのです。今の定数管理ですとね。ですから、そ

ういうことも含めるとやはり我々のほうに定数をしっかり下さって、こういう職種をどんどんやって、救急をどんどん回すようにできればと思っております。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 沖縄県の5つの医療圏にそれぞれ県立病院が1つずつあって、県立病院に対する県民の意思というか期待というのは、民間だとか周囲にどんなことがあっても最終的には県立病院がきちんと県民の命を守るのだ、そういう役目をあなたがたに与えたのだということのあかしだと思っているのですよね。今回うちの病院で救急のドクターが職場を離れるようなことになったのですが、そういう状況の中でもやはり救急をやっていくことは我々の病院の役目であるということで、大変ながらもみんなで頑張っていこうと職員を集めて話をしたところであります。

○安谷屋正明宮古病院長 宮古圏域は現在2万3000人の人口があります。県立宮古病院とそれから民間の病院、それから開業の診療所の先生等の連携がしっかりできていると自負しております。県立宮古病院の救急は、宮古圏域の85%を担っております。それで、24時間365日、どの診療科も対応するということで努めているところです。それで、今県立宮古病院は新しい病院を改築中なのですが、宮古島市が夜間休日診療所を運営しているのですよね。一部門の救急を担っているのです。それを新しい病院の中に一緒に併設するという形で、地域の中で救急医療を宮古地区医師会の先生方と一緒に取り組みをしているというような状況にあります。ですから、県立病院だけではなくて、いろいろな先生方と協力してその地域の医療を守ることが非常に大事なことはないかと考えているところです。

○松本廣嗣八重山病院長 県立病院の存在というのは、特に離島においては本当に最終病院ですから、なくてはならないものなのですよね。それを代替できる病院がどこかあるのかというと、八重山地域ではありません。これだけの人材を投入して、そして、安谷屋院長が言ったように、365日24時間医療というものを維持するということは、ほとんど民間の病院では不可能だろうと思います。皆さん方、実際具体的には御存じないと思いますが、当直体制というものは民間と比べものにならないくらい厚いのですよね。ですから、いろいろなことが昼間と同じようにできるという状況があります。それは、離島ではなかなか難しいことです。しかしながら、それをわずかな人数でやっているわけです。それが何につながっていくかというと、物すごい過重労働という医師の疲弊につながるわけですね。そういうもので、最近の若い人たちから好ましく

思われもしないし、さっさと逃げだそうという気持ちになるのだろうと思います。しかしながらそれでも、我々が消えてしまったら恐らく住民はどうにもならない状況に追い込まれるというように思います。開業医だけではできません。そういう意味で県立病院というのは、僻地離島にあってはなおさらのことなくてはならない存在で、消すわけにはいきません。独立行政法人化という言葉が出たとき、県立病院のあり方検討委員会でそういう結論が出たときに、県立病院の院長すべてが反対しました。それはなぜかといったら、そういう体制の中で初めて離島に研修終了者の義務として1年送るだけで、そのような形でしか医師確保ができない状況でも医師を確保してきたわけですよ。そういう体制が維持できなくなれば、物の見事に離島僻地の医療は崩壊します。そういうものを支えているのは県立病院だと思っております。

○新垣米子精和病院長 精神科の場合には精神科救急というのは輪番制でやっていますけれども、日曜祝祭日の夜間は自動的に県立精和病院で担っています。日曜祝祭日と台風時ですね。そして、当番日でなくても当番病院が受けられないというときは私どものほうで受けています。いろいろな制度がありますけれども、県内の30%くらいの救急を受けています。それから、対応困難患者というのがいますけど、難しい患者さんたちなのですね。治療抵抗性であるとか、触法精神障害者であるとかですけど、そういう患者さんたちがなかなか民間でできないときですね、当院が紹介を受けてやっております。それから、離島僻地に対するセンター的な役割をしなくてはいけないというように言われていますけれども、それがなかなか今のところ、一応保健所とタイアップした小さな離島に対する巡回相談であるとか、そういうことをやっていたり、公立久米島病院の応援とかをやっていますけれども、今宮古、八重山までは手が回らない状況というか、指定医が不足したときにちょっと応援に行くくらいのそういう状況で、今の定数ではなかなかやっていけないというような状況であります。この前の県立病院のあり方検討委員会のときに、経営形態と同時に県立精和病院は医療機能の見直しも求められたのです。そのときにこれまでやってきた従来の機能以外にも、児童思春期精神医療であるとか薬物依存症治療であるとか、そういうことを求められております。ですから、県立精和病院が今民間ができないものを求められている機能があるわけですので、やはり公的な病院としてぜひとも必要だと。それからもう一つ、心神喪失等の状態で重大な他害行為をお根行った者の医療及び観察等に関する法律—いわゆる医療観察法—というのがありまして、これは公的な病院でないとできないというのがありまして、今は入院は国立琉球病院がもっていますけれども、外来は県立精和病院とか宮古

地域、八重山地域も公立の病院でやろうとしておりますけれども、県立精和病院が今一手に引き受けているという状況です。ですから、いろいろ公的な病院でなければやれないことがたくさんあるのです。そういう意味でもぜひ存続が必要だと思います。

○前田政明委員 私は地方公営企業法全部適用のときに反対したのですが、それは行政改革の中で地方公営企業法全部適用になると繰入金を減らすことができるという文書があって、それは上原総務部長のときに撤廃させましたけれど、地方公営企業法全部適用になった以上は、地方公営企業法全部適用として考えた場合には先ほどありましたように、本来病院事業局長が権限を持つと。そうすると先ほど言ったように今3000名いると、そうすると知事部局のように大体15%ぐらい、いろいろな事情で予備人員を考えると少なくとも3500とか、そういう面できちんと病院事業の定数は3500と。そして、その中で実質的に定数配置、定数の人数はどうするかというような形でそれぞれ経営者である皆さんが放漫経営するわけではなくて、やはりそういうことになるというのが地方公営企業法全部適用の民間のノウハウも生かす、経営能力も生かす、もう一つは離島の医療、医師を派遣するための県立病院の命、それを失ったら全部崩壊してしまうという意味では医師の派遣も含めて、非公務員ではなくて公務員という形でしっかり公的な誇りと役割でやるというこの2つを備えていくためには、今分かれ道に立っていると思うのです。私が心配するのは定数の問題でも実質的な地方公営企業法全部適用の権限が抑えられていると。本来ならば島根県その他含めて病院事業の定数枠は別個にしているという流れの中で、地方公営企業法全部適用の機能が生かされているところとそうでないところ一沖縄の場合このままいってしまうと、いわゆる定数の問題で今の医療からいうと専門チーム医療だと、何としてもコメディカルを含めていないことには収益も上がらないと。これだったら独立行政法人化したほうがいいのではないかと。それぞれの病院としてはそれでいいかもしれないけれども、全体の県民の命を守るとりでが一扇子のかなめではないけど、みんなばらばらになってしまうという分かれ目に今来ていると思うのですよね。そういう面では、私どもがこだわるのは、議員が責任を持ってやるべきなのは、111名は妥協の産物、すなわち行政の長として病院事業局長もいろいろな事情でやむを得なくこのようにやむを得なくいろいろな立場でやったとしても、我々議員から見れば果たしてそれでいいのかと。これは111は大いに結構。これはお互いが今みんな力で力を合わせて病院をよくしようということできた一つの到達点ですよ。財産、これは何ら否定するものではない。それで、だから111というのは当然であって、それが

すべてなくなるような議論は私はいくみしません。そういう面で、皆さんが医療現場でやはり時代が変わっていると、本当に県民の最後の命のとりでとしての高度の医療を含めて全体をやろうと思ったら、いろいろあったけど率直に皆さんが出してきたのが、いろいろその中で精査して出してきたのが347ですよ。

○伊江朝次病院事業局長 347はあくまで県立病院課の職員が現場でヒアリングしてきた数字でございます。

○前田政明委員 その中で病院事業局として要求してきたのが173という理解でいいですよ。

○伊江朝次病院事業局長 はい、そのとりでございます。

○前田政明委員 条例改正一次案は95ですか、それではだめだということで皆さんが努力をして結果的にいろいろあったとしても、最終的に一応判断して決まったのが111名ということですよね。

○伊江朝次病院事業局長 はい、そのとおりでございます。

○前田政明委員 やはり病院にかかわってきた議員としては、地方公営企業法全部適用を生かしていくということで皆さんが3年間経営改善を含めて頑張ってきたという面では、病院長が発言されていることは大変大事だと思うのです。総務部長に次のことを質問しました。すなわち、知事部局の場合には、定数がふえたからといって何か直接的に税収がふえるとか、収益がふえるというものではない。しかし、労働集約型の病院事業においては、人員がふえれば診療報酬を含めて収益が広がる部署ですよということでしたら、総務部長もはいそうですと。いろいろありましたけれど、そうですというように認めています。そこが知事部局その他と違って本当に2つの企業会計だと思うのですが、そういう面ではそこにいる専門の同じ公務員でも現場の命を守っている皆さんからすれば、皆さんの職責としては何よりも県民の命を守るためにみずから公務員として意見を述べるというのが当然のことではないのかと。そういうことできょうおいでいただいておりますけれども、あと詳しいことは他の委員がやるとして、私はまとめですけど、3年の経営改善事業をやってきてこれからどうするかという場合に、県民の最後のとりである県立病院を守る場合、5対1看護体制の状況とか出てきてますし、7対1看護体制で試され

ているように、7対1看護体制になれば収益も上がると。何よりも看護師の方々の労働条件が改善されると。もう一つ何よりも必要なのは、先ほどありましたように医師の負担を今のような、離島の関係で言っていたようにもう逃げられない、来たら診療を拒否できない、寝ないでも診ないといけないと。そういう面ではもう身体もぼろぼろ、やる気はあってもとてもではないけどここではもうもたないという状況—医療現場の実態としてあると思うのですよね。そういう面で県立病院が本当に医療事故やその他いろいろなものもなく、県民が安心してやるためにはやはりかなめであるお医者さんが余裕を持って仕事ができる定数を何よりも確保する。そしたら、遠いところからも宮古地域、八重山地域、正規職員であると。そしたら脳外科とかいろいろなものも含めて行こうかと。処遇がよければ人材を確保することができると先生方言っておられましたけれども、最後に、県立病院が今後団塊の世代のメンバーが去って行って、価値観その他も多岐にわたる中で、やはり最後はお医者さんなり看護師さんなりその他、特に医者の方の今の診療の状況を抜本的に早期に変えていかないと、これは根幹から崩れるのではないかなと危惧していますけど、そこはどうでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 今の医療の世界では、看護師を初め医師も来るべき診療報酬改定に向けてすごく争奪戦になるだろうという感じがあります。そういう中で、どのようにして人材を確保していくかという問題があると思うのですね。沖縄県の病院事業は幸いにして臨床研修をしっかりとやっている病院と、いわゆる近代的な医療をやっている病院がありまして、そこに何とか医師たちを集めることができいております。その延長の中に離島医療があると思うのですね。ですから、その体制はぜひとも維持しなければいけないと思いますし、そのためにはどうするかというのを、我々、議員の皆さんたちも含めて地域医療を何とか維持するという観点からぜひ一生懸命変えていかなければいけないことだろうと思います。

○前田政明委員 まとめですけど、私は111名というのは、皆様方が努力されて当局とすり合わせした結果のものだと思います。しかし、そのところは議員として、知事部局ではない県民の選良たる議員として、どうしたらいいのかと。そこがやはり皆さん結論として出てきている、これでいいのかと。これをオール・オア・ナッシングでゼロにして今42名の臨時的任用職員の医者が路頭に迷うと、そしたら県立病院そのものが混乱すると、そういうことを私たちは望んでいないわけです。そういう面では、111は111で一つの到達点ですよ。我

々はこれに反対ではありません。しかし、それでいいのかと、それでは不十分でしょうと。本当に今公的医療をしっかりと守るためには、それは知事部局の総務部とのそういうことで皆さんの結論は出た。それぞれ皆さん認めている。しかし、我々議員として本当に私もこの8年2期かかわってきて、今大事な県立病院を本当に守っていく、本当に県民の命を格差貧困の中で守っていくためにはどうしても議員としての判断が求められる。そういうことで、私は少なくとも111名ではきょう質疑していて不十分だと。本当なら私の基本的な個人的な考えとしては3500ぐらい定数を設けて、その中で地方公営企業法全部適用の権限を思い切って活用できるような仕組みを私は目指したいと思います。しかし、それは今皆さんの出されている数字の問題については大変重く受けとめておきまして、私はぜひとも照屋委員含めてお互い修正案を出して、111ではなくてもっといい数字を議員の責任においてつくろうではないかと、ぜひ一緒に修正案をつくっていきましょう。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○**新里米吉委員** きょうは各県立病院長及び病院事業局長、大変御苦労さまです。これまでの各県立病院長の説明、各委員からの質疑を聞いていて、現場からこれだけの数字を持ってこられたら、私たちもより理解を深めて決めていくということが、非常に大事だということがますます先ほど来の説明でその感を強くしています。そこで、これまでかつては三、四年前まで私たちにもそういう誤解を受けるような話が多かったのは、定数というのは県の職員全員の定数があって、そのほかの一部なのだということがあったけれども、どうもそうではないと。昨日も総務部長にも聞いて、やはりどこかで基準が一国が決めて規制があってではなくて、それぞれで決めるのだというように言われました。そこら辺の確認をまず病院事業局長に、定数の決め方についてお伺いしたいと思います。

○**伊江朝次病院事業局長** 現状の定数の決め方というのは業務量といいますか、それに合わせたいわゆる人数の積み重ねだろうというように思います。例えば、かつては看護師でしたら10対1看護体制でも何人という形で決まっていますよね。7対1看護体制も、そのような患者7に対して1という形でやっていくという状況がございまして、基本的には業務があってそれに見合うだけの定数が決まっていくのだろうと考えております。

○新里米吉委員 先ほどもありましたが、総務部長にも話しました県立中部病院は非常に研修制度がしっかりしていて、最近是他県でもそういうことをむしろ学んでやり始めていると。恐らく数年前まで日本の研修制度の最高峰は県立中部病院だったのではないのかと思っています。そして、この中部病院で研修をされて採用されて、県立宮古病院、県立八重山病院に行かれて戻ってくるという状況が続いているのではないかと思います。そうすると、県立病院として、県立中部病院の研修制度がしっかりあって、県立宮古病院、県立八重山病院も人事の中で一緒にやっていけるという体制がなければ、もっと県立宮古病院、県立八重山病院の医師確保というのは大変な事態になるのではないかと思います。その点について伊江病院事業局長、県立宮古病院の安谷屋院長、県立八重山病院の松本院長にお伺いをしたいと思います。

○伊江朝次病院事業局長 今、新里議員がおっしゃったことですが、過去に歴史的に見たらそこにいる高嶺委員はおわかりだと思いますけれども、八重山地域の場合は昭和30年代、40年代の前半あるいは後半ぐらいまで常に医師確保で厳しい状況があって、診療がいつもストップするような状況がございました。それはやはり当時も国費・自費沖縄学生という方はおりましたけど、大体卒業してインターンやってすぐ来た方々ですね、ですから数少ないです。ですから、院長もいてもすぐいなくなるとかそういう状況がありまして、非常に新聞でもずっとにぎわせた状態で離島の住民はかなり困っていたという状況がございました。県立中部病院の臨床研修が始まったのが昭和42年、大体3年か4年、内科小児科でしたら3年目で離島に行くという状況が出てくるようになったのが、大体昭和40年代後半ぐらいからですよ。ですから、そのような状況で何とか医師を確保しながら、もちろん全国で公募した人も来ますけど、そういう状況で何とかやりくりしてきたというのが沖縄の医療の現状だと思うのです。県立中部病院を中心とする臨床研修がなければ、これはとっくの昔に地域医療というのが崩壊していたという状況があります。そういう意味で沖縄県は他都道府県にも本当に先駆けて臨床研修に対して毎年のように3億円近いお金を入れて人材育成をしてきてやってきたという意味では、全国に誇れる業績だと思うのです。そこを沖縄県にとどめないで全国にばらまいていったというのも、評価に値するのだと思うのですよ。これから先、やはりこういったずっと人材というのは変わっていかねばいけない、つないでいかねばいけない、伝えていかねばいけない、これがやはり臨床研修事業を中心にしないと地域医療の継続もないというようなことだろうと思います。

○安谷屋正明宮古病院長 県立宮古病院は、この平成23年度も終わりになりませんが、県立中部病院から内科医師、小児科医師、産婦人科医師、それから外科医師を派遣していただいています。それから、県立南部医療センター・こども医療センターからも小児科と外科を派遣してもらっています。それ以外に民間の中頭病院、それから九州の福岡大学、あと半数は琉球大学、いろいろなところから医師を派遣していただかないと地域の医療がやっていけないという状況なのです。変わってきているのは、例えば県立南部医療センター・こども医療センターから今40代から50代の中堅の医師、しっかりとした診療科の中心を担う医師を1年ローテーションで派遣してもらっているのです。若手の医師だけではなくて、そういう専門の医師たちも県立病院間で派遣するというシステムをつくってきているところで非常に助かっているということです。

○松本廣嗣八重山病院長 県立八重山病院も大まかには県立宮古病院と同じなのですが、今回42名いる医師の中で離島の診療所を含めると、18名が異動します。異動退職します。これは例年こうなのです。ですから、定数は31なので、その半数以上は常に入れかわっているということです。1年勤務でかわっていくという体制が多いものですから、なかなか安定しないという状況があります。今、県立宮古病院長が言いましたように指導医クラス―指導層が3年ぐらいでも固定してくれると県立中部病院あるいは県立南部医療センター・こども医療センターで研修終了して、次、専門医を勉強している人たちが回ってくる分には非常にいいのでしょうけれども、その部分が県立病院から手に入れることができない。というのは、県立中部病院や県立南部医療センター・こども医療センターにそれだけ十分なゆとりのある体制がないということが一つあると思います。ですから、そういう場合に、いろいろな大学から、琉球大学、神戸大学あるいは順天堂大学、そういうところから指導医クラスの人に来ていただいて、そして何とか補っているという状況があります。民間の豊見城中央病院からも研修終了したくらいの人たちが3カ月交代くらいで回ってきますけれども、民間が地域、社会医療法人であっても離島を支えられるというのは、やはりその程度のことなのです。わずかな若い人をわずかな期間でローテーションさせながらサポートする、その程度のことしかできません。そのようなことを考えますと、やはり県立病院でそういう医師を派遣するような体制を構築しておくというのは非常に重要なことだと思います。

○新里米吉委員 今のお話をお聞きして、県立中部病院だけではなくて県立南部医療センター・こども医療センターも含め、離島、県立宮古病院、県立八重

山病院連携して医師確保にそれぞれ努力をしているというのがわかりましたし、むしろ、もう少し県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センターに医師の配置ができれば、いわゆる指導医クラスが県立宮古病院、県立八重山病院にもローテーションして転勤していけるということなのだというのが理解できました。それと、県立中部病院の、先ほど来言われて大体わかってきていると思うのですが、県立南部医療センター・こども医療センターと県立中部病院で7対1看護体制をしました。そのことによって、これまで沖縄の民間の医療の方が先に走っているところがあって、看護師確保も大変だったというように聞いているわけですね。そのことによって、7対1看護体制に入ることによる現場の反応、看護師の確保、さらには収益、そのことについて両院長からお伺いをしたいと思います。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 南部医療センター・こども医療センターですけれども、7対1看護体制になって看護業務が非常に余裕が出ました。そして、離職率も減りました。それから、患者さんに対するケアを直接手を加えてケアする時間がふえたということもあります。患者さんからの意見は今までナースコールをしても、ナースがなかなか来なかったのが今はナースコールしたらすぐ来てくれると。しかも、入浴するときには2人で手伝ってくれるとか非常にケアがよくなったという事実があります。収益の話は一番最初にお話ししたように、7対1看護体制にしたおかげで、それだけで1億9990万円くらい収支差でプラスになっています。非常によかったと思っています。ただ、確保の面ではやはり苦勞しますね。というのは、定数配置していただいたのですけれども、県立病院の看護師は若い人が多いものですから、毎年うちの病院だけでも40名から50名近くの看護師が育児休暇をとるのです。その分をやはり臨時的任用職員とか嘱託職員で新たに採用しないといけない、探さないといけないわけですよ。その看護師を採用するのに看護部は四苦八苦して、いろいろあちらこちらにアピールに出かけて行ってやっていますけれども、何とか維持しております。我々としてはプラスアルファの定数をつけてほしいということは言うのですが、これは制度上できないということを人事の担当の人たちは言うのですけれども、毎年県立病院全体で90名くらいは育児休暇があるのでよね。それだけ看護師に関しては定数割れみたいな感じの状況があるのでよね。それも一つの問題だと思います。

○宮城良充中部病院長 県立中部病院の場合は、去年の5月からやっているものですからまだはっきりとした収支は出ておりませんが、恐らく県立南

部医療センター・こども医療センター以上に1年たつと収益は上がっていると思います。実際、勤めているナースはゆっくり休みをとれる、あるいはカンファレンスが参加できるとか、そういうのが出ておりますけれども、ただ7対1看護体制という宣伝効果と申しますか、民間に流れていった人たちがまた県立に戻ってくるという形もあります。もう一つは全国の看護学校に行くと、例えばこちらのほうから会話に行くと、まず最初はおたくの病院は10対1看護体制か7対1看護体制かを先に聞かれたみたいですね、それと、3交代、2交代ということ聞かれるみたいです。もう10対1看護体制の場合は門前払いです。最初からよろしいです、これが世の中の流れになっておりますので、ほかの県立病院長もこれから採算を計算しながら7対1看護体制でやっていかないと、ナースが楽なほうに行って、いつまでたっても県立は10対1看護体制のままということになりますので、早く全病院とも7対1看護体制にもっていければと思っています。

○新里米吉委員 まさに昨日から私たちはその話をしてきたわけで、必要な定数をつけることによってそこで働く人たちの勤務のあり方、勤務条件そして人の確保、さらには収益の問題、ひっくるめて総合的に考えてもそれなりの人の確保が必要だということを書いてきたわけで、そのことが今の院長たちからの発言でますます明確になってきたのではないかと考えています。そこで、これは病院事業局長が答えられるかどうかですが、昨日も話したのですが、沖縄の民間の割と規模が大きくて収益が高いといわれているのが中頭病院、豊見城中央病院それから浦添総合病院、この3つがある意味で3大病院なのかなと思っています。この3つと比較すると、県立の中で規模が大きい県立南部医療センター・こども医療センター、県立中部病院でもこの3つの病院には及ばない、100床当たりの医師の数、100床当たりの看護師とか準看護師、助産婦、看護部門の数、コメディカルの数、すべて民間の3大病院の方が高いという数字が手に入っているのですが、その辺は何か話を聞いたことはありませんか。

○伊江朝次病院事業局長 今、委員のおっしゃったようなデータは手元に持っておりません。ただ、印象としてはリハビリテーションが多いというような、各病院を訪問してそういう印象は持ちました。

○新里米吉委員 ですから、やはりそれだけの人を確保して、収益も上がっているという実態が民間の中の大きいところで県内でも出ているということなのだろうと思うのです。それだけに今回の定数の議論、私たちもいろいろ勉強

しながらいろいろな資料を集めながら、そのことを感じてきているわけです。そこで、今回347名の増を各病院のほうから聞き取りをして出した。そしてその後173を病院事業局内で精査して出した。それが111名になったということで、それぞれについての347、173、111のときの医師の数、看護部門の数、コメディカルの数、事務部門や現業などの数、これがどのように変化していったのか、347、173、111で出していただけませんか。

○伊江朝次病院事業局長 347の場合は、医師が70、管理部門が6、看護部門が140、いわゆる診療協力部門リハビリテーションとかそういったたぐいは131ですね。173の場合は、看護師が52、医師が42、リハビリテーションが50、その他透析部門の看護師が3で、ケースワーカーが10、そして臨床工学技師が7、県立精和病院の精神保健福祉士等が9、合わせて173と。113の増というのは、2をスクラップ・アンド・ビルドしていますから、その内訳でいきますと看護師が52、医師42、リハビリテーション19、ということで113でありますけど、現業部門これが退職不補充で2減ですから、実質的にふえるのは111ということでございます。

○新里米吉委員 173のときにコメディカルの部門が非常に分散してしゃべられたので合計したら幾らになりますか。347のときは131名、111名のときは19、173のときは分散して何種類かに分けてしゃべられたものですから。

○伊江朝次病院事業局長 78です。

○新里米吉委員 それを見ると、とりわけ数字が347から173、そして111となるに従って、とりわけ111になったときの数字の差というのがコメディカルの部分がものすごく減少しているのですね。131が調査して聞き取りして出てきた数字、173のときにも78あった。それが111になると19と激減なのですよ。そこで、今回111になることによって極端に数字が減っているのがコメディカルですよ。そうですね。医師の場合は42から42、173と111の間ですね。看護部門が52から52、コメディカルは78から19ということが111の内訳として見えてきているわけで、ちょっとお聞きしたいのは、コメディカルの県立病院全体の中における職員数、臨時的任用職員、嘱託職員を含めた数と、正規職員数の比較はありますか。正規職員でコメディカル何名、それから、臨時的任用職員や嘱託職員等がどれくらいと。恐らくこのことから考えるとかなりその部門の臨時的任用職員、嘱託職員が多いのではないかと感じたものですから。

○伊江朝次病院事業局長 平成23年度で診療協力部門という形でくくりますと、いわゆる配置定数が297で、配置人数が368ということで、いわゆる常勤職員がそのうち284、臨時的任用職員が42、その他が42ということで、いわゆる臨時的任用職員その他で含めた非常勤という方が84ということになりますね。

○新里米吉委員 今コメディカルと言われるところの数字が、臨時的任用職員その他が84ということで、この部門をもっと正規職員にすると定着率というか採用が非常に容易にできるという状況が出てくるのではないかと見ているのですが、各病院長どうなのですか。自分の病院の状況の中でコメディカル部分の常勤以外の人が多いということで、これを少し改善されるとかなり病院の運営、経営、恐らく人を探すのにまた苦労してるというのがまたあるのではないかと思いますのですが、そこら辺を説明していただけませんか。

○安谷屋正明宮古病院長 平成24年度だけ見れば、県立宮古病院は一応26人の定数増を要求しました。それで111人の中には、医師5人、それから理学療法士—PT1人、作業療法士—OT1人、言語聴覚士—ST1人という8人の形で案に上がってます。実は、この3年間、県立宮古病院はリハビリテーション部門に力を入れてきたのです。それは、臨時的任用職員とか正規職員以外の職員でやってきました。診療報酬のDPCといって包括以外の診療が入ってくる部門なのです。ですから、力を入れれば収益が上がるという状態です。先ほど言ったような現在の離島においては、なかなか採用できないという部門ですね。例えば、理学療法士に関して県立宮古病院は4人定数を要求したのですが、1人というところでその辺の部門の強化ができればいいなということの一つありますね。これは県立精和病院もかかわると思うのですが、直接その職員がいるから収益がそれほどふえるわけではないのですが、医療の質というところではケースワーカーといういろいろな地域連携をする部門では、そのような職種というのが大事になるわけです。それから、臨床心理士とかそういう部門がなかなか収益アップという形で数値であらわせないものですから、定数としてなかなか認められないというようなことがあります。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 先ほど私も111名では現場がとてもやっていけませんといった理由の一つがこのコメディカルのところでございます。うちの病院はリハビリテーション部門だけで今12名が臨時的任用職員になっていまして、今度111名のうち、正規職員化できるのが4名ということになります。ということになりますと、この残りの8名というの

は臨時的任用職員の期限が切れると幾ら優秀な職員であっても継続雇用できないということになります。そのためにまた新しい職員を外から探さないといけないわけですが、我々のところで臨時的任用職員の期限が切れた職員がみんな民間に行くのですよね。そこで聞くのは、こんな優秀な職員を何で県立病院は手放すのですかというような声が聞かれるのが現実です。だから、我々は無駄なことをしているかなという、定数の縛りでこういうことをしているのだなということを感じます。

○新垣米子精和病院長 県立精和病院はコメディカルを15人要求しています。その中で精神保健福祉士が6人、心理士が2人、作業療法士が5人、看護師が入っています—デイケア要員ですけれども1人、診療情報管理士が1人、それを要求してるのです。精神科医療では、先ほど申しましたけれども、救急と地域医療というところに分化してやっているわけです。地域医療にするためにはどうしても、リハビリテーションを強化しなくてはいけないのですね。それから、地域との連携をとということで地域連携室、医療相談室というのがありますが、そちらのほうも強化しないといけないという状況で、これだけの要求をしたのですけれども、ゼロ査定という状況になってしまいました。確かに収入は見えにくいとは言いますが、例えばデイケアだとか作業療法だとかいうのは収入アップにつながるのですね。今、県立精和病院で収入に連動しているものは何かというと、やはりその入院医療はあまり変わらないと。急性期の病棟を1つ持っていますけど、入院医療は余り大きな増加はないと。ところが、デイケアでありますとか、外来の訪問看護でありますとか、そこら辺が収入アップにつながるという状況になっておりますので、ぜひそちらのほうも経営改善のためにも強化していきたいと思っております。

○新里米吉委員 今の話で与党の中从零はかわいそうだという話があったのですけれど、111は調整してきて111になったというけれども、やはり総務部と病院事業局との間の調整の中でそういう数字になってきたということが非常によく見えてきているわけです。きょうの先ほどからの審査の中で、皆さんから話を聞く中で、やはりこれを直すにはもっと定数をふやさないと、コメディカルの部分が相当各病院で困っているのだけれども、余り直接の収益が非常に見えにくいところもあったりするものだから、そこを総務部はばっさり大きく削って111にしたのかなと考えざるを得ないということが見えてきたような気がしました。そういうことでは、やはり111に努力をしたこともよく理解できるけれども、やはり111ではこれからの病院経営にとっても決してよいことで

はないと感じました。先ほど来、話がありましたように、沖縄の救急医療体制はすごいということがあるのだけれども、意外と空気みたいな存在で県民総体で本当にそれを理解しているのかというと、そうでもないと思っているのですね。数年前に、地方都市だけではなくて東京都でさえも救急医療でたらい回しをするということが起きたけれども、沖縄では一切起きたことがない。起きないからみんな気がつかない。その救急医療体制がそれだけ見事にいっているということは、県立病院を軸にして民間の医療機関が沖縄ではお互いに連携をとり合って非常に苦勞して、そして夜勤もして、そういう体制があって維持されているということでは、とりわけ県立病院の医師の皆さんも看護師の皆さん、コメディカルの皆さん含めて、県内の医療機関総体含めて本当に頭の下がる思いです。しっかり頑張ってください。終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○**金城勉委員** きょうは病院事業局長初め各院長の皆さん、大変お忙しい中をこうして時間をとっていただきありがとうございます。私もみんなと同じように県立病院の果たす役割、また果たしてきた役割というものは非常に高く評価をしております、去年の暮れには県立中部病院にも足を運んで直接宮城院長の説明をいただきながら、沖縄の県立病院の働きというのがいかにすごいかということも勉強させていただきました。そういう意味では非常に敬意を表しております。やはり現場が皆さんが求めるような理想的な医療提供体制というものをぜひつくっていただきたいというように共通した思いだと思います。そういう思いを踏まえながら、ただ議会の議論としてやはりきちんとした議論を踏まえて一つの方針を出さなければいけないという役割、チェック機能を果たす役割ですから、そういう視点からお聞きするのですけれども、昨日も総務部長ともやりとりしましたけれども、347から111に至る議論があって、最終的に111に落ち着いて、そしてそれが今議会に提案されているということなのです。しかし、文教厚生委員会の議論とか、予算特別委員会の議論とか、またきょうの各院長の発言、病院事業局長の話も直接お聞きしたときに、この111というものはきちんとみんな了解した数字ですと、評価もしてますと。再確認で院長の皆さんともそういう意思確認は大丈夫ですかというときに、大丈夫ですというお話をいただいたのです。しかし、そういういろいろな場面でのさまざまな議論をお聞きしているとそうでもない実態がそれぞれの立場から発言が出てきているということなのです。これは何を意味するかというと、やはりこの111

という数字が多い少ないと、それぞれの立場で当然のように評価が分かれておりますね。私も今皆さんのお話を聞いたら、なるほど大変な御苦労をされているのだなという思いをしております。ただ、そういう議会の手続、議論の手続というものを踏まえたときにはどうなのかなという思いをしているのです。これは病院事業局長は、病院事業局としての総意だと、大丈夫ですと、これで提案しますということをおっしゃったけれども、しかし、実際の御発言をお聞きすると全然そうではないという実態ですね。ですから、そういうときに先ほどの照屋委員みたいな発言も出てくるわけですね。ですから、そういうことを踏まえたときに議会での議論のあり方として、果たしていいのかなという素朴な思いをするのです。どうですか、病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 私は冒頭にも申し上げたとおり、総務部とそれから最終的には知事と面談した上での111ということで提案しております。

○金城勉委員 それで各院長、代表していいかと思えますけれども、そのように病院事業局長が皆さんの意思を取りまとめて一任をして、そして総務部や知事とのやりとりの中で決定をして、そして具体的に提案を議会にしてきたと。その後から全然違う発言をこうしてみんなそれぞれ立場でなさる。これは私から言わせれば、病院事業局長の足を引っばっているのではないかなという気がするんですね、素朴に。どうですか。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 我々、病院事業局長の足を引っばっていると思っておりません。病院事業局長の口に出せない本心を代弁しているつもりでおります。

○金城勉委員 今のは大久保院長の素直な気持ちだと思います。これは理解します。ただ、一つの方針を決めるときに手続として、議論のあり方としてどうなのかということをお聞きしているのですよ。どういう組織であれ、何かの方針を決めなければいけないときには、それぞれの関係者がいろいろな議論をするのは当たり前、そして議論百出するのも当たり前、そしてその中で収れんしていったって、では一つの方針を決めましょうということでオーケーと、大丈夫ですか、いいですねという手続が当然踏まれてきて一つの方針ができてくるわけですよ。それは、組織の意思決定として一つの結論、一つの方針を出してくるわけですよ。そして、公の県議会の場に提案されて後から、事のよしあしは私は問うてませんよ、その大久保院長の発言がいいとか悪いとか言っているわけ

ではない、手続論としてそのようになると先ほどの照屋委員みたいに迷うわけですよ。我々は一体どのように審査、チェックすればいいのですかと。結局、生煮えのままに出されてきたものを我々に判断しなさいと言われてるわけですよ。そういうものを我々は責任を持って判断を下すことができるのかどうか。そして時間があれば、もっと時間をかけましょうということでもいいかと思いません。しかし、先ほどの病院事業局長の発言は4月1日から施行しないと大変な現場に混乱をもたらしますというせっぱ詰まった状況があるわけですよ。そういうことも皆さんは踏まえながらの発言なのではないでしょうか。病院事業局長どうですか。

○宮城良充中部病院長 まず、111という話が出ました。これについては、いわゆる定数管理ルールの中で、定数をふやすためにはスクラップ・アンド・ビルドをやりなさいという形の中で今年度、次年度も動くという想定のもとで定数を要求してまいったわけですね。その中でどうしても総務部の事情もありますし、病院事業局の事情もございますのでなかなか交渉がうまくいかない。先ほど言ったように173とか95とかそういった111とかたくさん数字が出てまいりましたけれども、これは一応こういう状況だったら院長会としては病院事業局長に一任しようということやっておりますので、111というものは病院事業局長にお願いした数字ですので、我々が認めてる数字ではあるのです。もう一つは何かというと、今度は我々も思っている定数というものがどうかとなってきたわけですよ。だから定数の多い、少ないが111を否定するものではないと思うのです。実際、もっと通らせるべきものは何かというと、実はもっと前からやっておけばよかったと思うのです、おっしゃるように。なぜかというと、繰入金で時間をとられてしまって、そして思ったより短い期間で定数をどうするかとなっておりますので、皆さん我々もそうですけれども非常に混乱を招いている一つだと思っているのです。できれば、私の考えですけれども、今平成23年度が終わって平成24年度の予算を組むわけですけれども、それはとりあえず我々が認めた111でやって、次の平成25年度はどうするかということ、定数をどういうぐあいにやろうかということ、中身は何かというと従来の定数管理ルールでいいのか、それともおっしゃるような定数の枠をもっと広げるのかあるいは撤廃するのかと、照屋委員がおっしゃたように病院事業局長の権限をもっとどうのこうのという、そこまで踏み込んで定数の話をやるべきではないかと私自身は思っています。

○金城勉委員 宮城院長のおっしゃることはよくわかります。ですから、そ

ういう意味でもここに提案する前に皆さん方の中でしっかり議論をして詰めて、そして総務部、知事とのやりとりの中できちんとしたものをみんながこれでいこうと心をつにして、中身に不満不足は当然のようにある人もいますでしょう。しかし、一たん結論としてこれでいこうと決めた後はやはりみんなですべてこれを成立させるために心をつにして臨むと。その後で課題についてはさらに次の段階に、まだ課題が残ってるから次の議論をしようということが順序だと思えるのですよ。一つのことを提案しながら、一方で背中から鉄砲を撃つようなことになってますよ、皆さんは。自覚があるかどうかわかりませんが。そういう議論のあり方というのは、逆にぶち壊しますよ。一つの決定事項というものを成立させるまでの手続をぶち壊しますよ。だから、皆さんはやはりそこを、皆さんの思いというのはよくわかります。現場の大変な苦しい厳しい状況ということもよくわかります。それと、議会手続とは別です。ですから、そこをやはり御理解いただかないと本当に今提案して、皆さんが頑張ろうとして4月1日からスタートだと思っているものが、成り立たなくなる可能性があるのですよ。そこは議論として分けて考えないと。気持ちをただ素直に言えばいいというものではないのですよ。そこを整理していただかないと本当に極めて深刻な事態になりますよ。それと、先ほど大久保院長の発言をびっくりしたのですけれども、要するにその定数枠を病院現場で自由に裁量で考えたいという御発言がありました。そして、総務部というのは病院経営も知らない、悪く言えば一私流に言えば、病院経営の何たるかも知らない連中が査定しているという趣旨の発言として私は受けとめました。これは極めていかがなものかという思いがしました。そういう発言の流れの中で、独立行政法人化もオーケーという趣旨の発言だということのように受けとめたのですけれども、いかがですか。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 私は独立行政法人化がよい悪いという発言は一切しておりません。ただ知事が決めて、その中でやれということであれば、我々はやりますというお答えをしました。

○金城勉委員 ですからその発言が非常に大きな意味を持つと思いますよ。先ほど松本院長は全く違う発言しましたからね。そこもやはり皆さんの中でまだまだ議論がなされていないという思いをします。これも問題提起として今はおさめておきましょう。そういうこと、いろいろ細かいことあるのですけれども、もう多くの皆さんからの話がありましたので私としては今申し上げたことを、やはり一つの方針を決定してもらいたいということであれば、そこに向かって成立するようにみんな協力し合って意思を統一していかないと。その決定と

は別の思いを持っているからといってめいめいにばらばらで発言していたら、組織体として機能しませんよ。以上です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 大久保院長の発言に対して私も先ほどから疑問を持っていたのですが、中身の議論については申し上げるわけではないのですが、今金城委員が言ったように、総務部が病院経営も知らないそういう中で査定してもらいよりも議会のほうでやってもらいたいというようなお話をされましたけれども、総務部は県庁の人事、財政を預かる中で病院事業局長としっかりと詰めながらやっていることに関しましては、総務部の皆さんの名誉にかけてもこれは御発言いただけたらいいなと思うのですけれども、先ほどの答弁がないものですから。ないならないで、もうしょうがないと思うのですけれども、あるのであればやはり総務部も一生懸命、今病院事業局長と議論をしてこの案をつくられている中で、病院経営も知らない、人事のあり方も知らないということで終わってしまうとこれはちょっと問題があるし、気の毒だなという感じを素直に思うのです。答弁がなければしょうがないのだけれども。私はそれを求めているわけです。

○**大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長** 私は総務部の担当の人たちに病院現場の声をお聞かせしたいと、病院事業局の担当の人にも御相談して、病院事業局の人たちがこういう経営の定数を要求するときに現場の声が総務部の方に本当に届いているのかどうかわからないと。だから、そういう総務部の人たちが我々の現場を見にきたり、現場の状況を本当に知るのであれば私たちは自分たちが行って説明しますよということをお話ししました。ただ、総務部の方は病院のほうに行く必要はないというお答えなのですよ。僕自身としては、総務部の人たちをけなしたりすることはないのだけれど、本当に診療報酬のことだってどのくらいわかっているか、加算がどのくらいになっているか、恐らく御存じないと思います。事実を申し上げたつもりでございます。

○**浦崎唯昭委員** 大久保院長の今おっしゃる部分については、先ほどの答弁は今言ったような流れであって、総務部は病院経営を知らないとか、だから議会の皆さんで何とかしてもらいたいというお話は、ニュアンスは今の様な感じだとらえていいということによろしいのですか。そういう御発言を病院の皆さん

ん方はやったけれども、現場にも来てくれない、そういうことで理解をするということでの意味ですか。先ほどの発言に対してです。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 私にはそのように見えましたので、事実がどうかはわかりません。私にはそう思えましたので。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 先ほどの金城委員の質疑の中で、県立中部病院の宮城院長から御発言がありました点は非常に合点がいく内容でした。実は、それを病院事業局長から本来その人事のあり方、ひいては経営のあり方として今回はこうだと、今は問題としてはこういう問題が病院長から出ているという話を、改めて整理し直して御発言をしっかりとっていただけませんか。

○伊江朝次病院事業局長 今宮城院長が言ったことは、病院現場を含めた考え方をあらわしていると思うのですね。県立病院課としては、今の定数を決める協議の中でルール、手法の中で、現場から聞いた数字をいろいろ収支も含めた人材確保等も含めた形でいろいろ総合したあげく347ではなくて、173というような形にもっていったという状況があるのですね。定数のあり方、根幹にかかわる決め方その問題はさておいて、まず時間がなかったからそういった従来の手法で交渉をして決めたという経緯があるのですね。ですから、本音を言えば上里委員がおっしゃったように公営企業として知事部局に準ずるような形ではなくて、実際そういう県民の公共の福祉に寄与するような定数のあり方とか、それからそれは一定の経営というものを重視しながらしか、バランスをとりながらしかできない、ということは私は踏まえているつもりです。そういう中で、今回の173が出てきた数字だと思うのですね。ですから、こういった定数の改正についてこの3年間、平成21年度から始まって平成22年度とやってきて、平成23年度もやっているわけですがけれども、ずっとやっているということに対する現場の仕事の膨大な量といったことを繰り返さないで、ある意味自分たちの経営判断を重視しながらできないかという形で枠を広げてくれないかというように考えたのが皆さんの意見だと思うのですよ。ただ、私としては病院現場からこれだけ要求した、それをしっかりと吟味しながらでないとは責任者としてはできません、はっきり言って。そういう立場だと思っております。ですから、病院現場から全部認めろと言われてもなかなかそれは難しい問題があると思うの

ですよ。

○上里直司委員 今そこまで話をしているわけではなくて、私は宮城院長の発言を聞いて、本来ならば病院事業局長が今の発言を同じような言葉で言わないといけないような立場なのではないですか。今言ったのは111名了解しました。しかし、その定数のあり方については課題はあります。それについては次年度どうするのか、課題はどうするのかというのは皆さんの仕事ではないですか。それを立場をかえて宮城院長が院長という立場でそのようにとらえていますよと発言があったから、病院事業局としてどうなのだと聞いているわけなのです。だから、定数の問題として現時点で皆さんの判断はあります。しかし、定数を取り巻く環境というのは各病院長あるいはその社会的な要請いろいろあります。しかし、現時点での判断としてはここが到達点に来ている。だから、皆さんよろしくお願ひしますというところなのではないかなと思うのですが、そこはどうなのですか。

○伊江朝次病院事業局長 それは委員のおっしゃるとおりだと思います。ですから、今後もそういったことは、やはり関係機関ともしっかりと協議しなければいけないし、病院現場も踏まえて一緒になって考えていくべき問題だというように思います。

○上里直司委員 先ほどから病院事業局長の発言で気になっている発言があるのですよ。病院事業局として173名にまとめました。しかし、折衝によって111名になりました。という総務部で事実だという話が出ていますけれども、総務部長の発言はそれは111名という話が出ているから我々は111名として受けとめたのだという話しか言っていないわけなのです。そうなってくると、皆さんが本当に求めたいのは173名なのですかと聞こえるわけであって、そうなる今出されている111名とは何ですかというようになるわけなのです。だからもう少し、折衝の状況は別にそれはあるでしょう。しかし病院事業局としては111名という形というのは現時点でいろいろな経営的な観点から導き出されたある程度の到達点だという説明がないと、173名欲しいのですと、だから111名否決してくださいと、そのように聞こえますよ。それはそうではないという話だったら、ないという話をさせていただきますか。

○伊江朝次病院事業局長 この173というのは、事務方がヒアリングしてきていろいろ精査した結果出た数字です。それをもって総務部と交渉したという経

緯がございます。その中で、途中経過で95という話になりました。その95ではやはり私としては医師の確保が厳しいと考えた次第でございます。それで総務部長と折衝をしまして、医師を42にはできないかというような形でやりました。それからもう一つ、リハビリテーションの数がかなり減らされたという経緯がございますね。これは県立病院課としては基幹的な病院は脳血管の基準1をとるのが筋だろうと。それからその他の県立北部病院、県立宮古病院、県立八重山病院は2でいこうという方針を決めて、リハビリテーションを県立中部病院が6、県立南部医療センター・こども医療センターが4、それから県立北部病院、県立宮古病院、県立八重山病院3ずつふやしたという状況で、それで111にして総務部長に了解を得て知事をお願いをしたという状況です。

○上里直司委員 今のでいろいろ理解しました。あともう一点だけですね、実はその定数問題を、適正な定数とは一体何ぞやという話を掘り下げてくると、どうしても病院形態というあり方を考えざるを得ないような状況に行き着くわけなのです。ただ、そこは独立行政法人がいいのか、県立で維持するのかこれは私今模索しています。それで、大久保院長がおっしゃられて、宮城院長も発言されている中で、もう少し現場に配置をする権限を一ある程度枠とかいう話を地方公営企業法あるいは地方自治法の中で当てはめたときに、どういう対応ができるのか、ここが一番肝心だと思うのです。現行の法律の中でやられているから大変だと思うのです。しかし、その法のはざまの中で現実的にどうすればいいのかというところを、病院事業局が考えるのが現実的な対応だろうと思っておりますけれど、そこについては何かお考えございませんか。

○伊江朝次病院事業局長 その点については議員のおっしゃるとおり、前の予算特別委員会でも述べたのですけれど、先例はあります。ただし、これは知事部局と同じように、もともとあった枠の定数を、病床を減らす一ダウンサイジングすることによって配置定数と条例定数の枠ができたという経緯があるのです。ですから、県立病院もそういう意味ではそのようなことがまず一つ可能かどうか、これも考える必要があると思います。今のような状況をさらにふやすということになりますと、これは経営上の問題も大きく出てきますし、財政的な負担も出てきます。その辺をしっかりと吟味していかないと、なかなか結論が出ない。さらにそれと加えて人をふやすということは、ある意味ワークシェアリング、そうすると給与の問題も出てくると思うのです。そういったもろもろのことを検討して実施していかないと、簡単にはいかない話だと思います。

○上里直司委員　そこでもう少し突っ込んでお話をさせていただきます。先日県立病院課長がいらっしゃった際に、逼迫して何とか定数化をしたいということを一現場ではそうおっしゃっていると。病院事業局全体で今度111名増員という形になりましたけれども、そもそも今の定数の中で削れる部分があるのではないかと。私とその病院事業というものをすべて調べて理解しているつもりはないのですが、その中でも管理部門、その中でも事務部門、技能部分は割と現業に近いところですから、そこを今いる方を減らすということは当然無理な話なので、この事務部門というものをもう少し切れるのではないかと、整理できるのではないかと。そうするとある程度現場の皆さん方の要望にこたえられる余地が出てくるのではないかと思っているのですけれども、現状でいうと159名、その中でどのくらい病院事業局長として減らせるのか、ある程度見える数字であればお持ちであればお答えいただけますか。

○伊江朝次病院事業局長　今、持ち合わせておりません。

○上里直司委員　これ、皆さんスクラップ・アンド・ビルドとおっしゃっていますけれども、本当にスクラップするのだったらこの部分くらいやらないといけないです。だって皆さんのほうでも、経営アドバイザーとか事務アドバイザーとかやられて、そういうものを入れるとかという計画を立てているわけなのですよ。しかし、県立病院課の職員を批判するわけではないのですけれども、果たして公務員がやるべきことなのか民間の皆さんでできることなのか、そういう会社もあるわけなのですよね、民間では。もし、その3名の公務員の皆さんでやっている仕事を民間にアウトソーシングする、経営アドバイザーを導入する、そうなれば3名の枠はあくわけなのですよ。それくらい切実な話なのに、なぜその部分に切り込んでいていないのかというのが不思議でならないわけなのですよ。そこは県立病院課長にはしっかりやってくれという話を申し上げたら、余地はあるとおっしゃっていましたので、今後皆さんが定数増にした場合でもさらに病院事業局内の事務という部分、抜本的に本当にスクラップするくらいで公務員でやるべきことなのか、民間にゆだねられる部分があるのかという点で、ぜひ取り組んでいただきたい。平成24年度、成果をぜひ見せていただきたい。最後答弁お願いします。

○伊江朝次病院事業局長　今委員がおっしゃったことは、当然の成り行きでやはり検討しなければいけないことだと思いますし、実際そういったいわゆる民間活力を入れてやっている部分はあるわけです。ですから、そういったところ

でこの数年ずっと事務方もどんどん、順次減らしていった状況はあります。それから、給与の問題にしても給与の担当、これもアウトソーシングしているという民間の事例がございますよね。そういったところがいわゆる公営企業でできるのかどうかというのがちょっと検討しなければいけないだろうと思います。

○上里直司委員 当然、病院事業局にいる30名余りの職員、各病院にいる事務部門もありますよ。あと議会对策とかそういう説明をするためにいらっしゃいますけれども—それは必要だとしても、それ以外をどうするのかという話を、31名本当にそうなのかというところも切り込まないといけない。当然、各病院長の中では、病院の事務の中でも民間に委託できない、民間に委託してはならない部門もあると思うのです。そこをやれと言っているわけではないですよ。ですからそこは、本当にその今の定数の中でも余力という検討の余地があるのであれば、素早く対応していただきたいということを申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 先ほど来、本当に御苦労さまですが、私はこの議論を聞いて頭が混乱しております。伊江病院事業局長、各病院長の厳しい現状も含めて今提案されているこの111名は取り下げて、少し時間をかけてこの問題について病院長や病院事業局、県知事とも再度相談して県民に説明できる改正案をしっかりと提案してほしいと思います。今のままでは、議員は自信を持って意思決定ができないのではないかと思うのですが、議案の撤回をする考えはないのかどうか。

○伊江朝次病院事業局長 撤回するつもりはございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 先ほど来お疲れさまです。皆様方の本当に県民の命を守る医師の立場、現場の立場、それと公務員として経営安定をしっかりとやっていかなければならないという、それを車の両輪のごとく一生懸命動かそうとしているこの苦悩を先ほど来聞いていて胸に迫るものがあります。昨日の総務部の説

明、総務部長からの説明、県立病院課長からの説明を聞きながら、総合的に考えて私は総務部が考えております今回の条例定数につきましての基本方針、基本姿勢と、皆様方が考えている定数条例についての考え方、そして希望的なものが本当に乖離があるということが、この2日間でしっかりとわかりました。そういう中で、今病院事業局長にお伺いいたしますが、先ほども少しありましたが条例定数を今回改正するに当たりまして、ポイントとなるところは一体何なのですか。そこを少しお願いします。

○伊江朝次病院事業局長 先ほど来申していますけれども、病院現場には正規職員と、いわゆる非常勤というポストで働いている人たちがいます。その中で、いわゆる臨時的任用職員というポストで働いている人たちを、できるだけ実績を積んだという根拠に基づいて、正規職員に持っていこうという形で出してきたのが今回の数字だと思います。

○山内末子委員 今回の数字、111名で皆様方が病院長から要求があった347名から173名にそれぞれの中で議論をしていく中で、111名ということで今提案をされております。それではその111名の中で、皆様が本当に県民医療を支える県立病院の使命が果たせるかどうか、そういったところはどう感じていますでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 その定数枠で今やっている医療提供体制がすべて賄えるわけではございませんが、従来やっていた臨時的任用職員のポストも含めた人材の確保をしっかりとやって、こういった日常の医療提供体制に支障がないように何とか努力していきたいというように今考えている次第でございます。

○山内末子委員 その定数不足を理由として、今回休床しているところにそれを補っていけると。それでは今回の111名が定数しっかりと補った中で休床をしているところが復活していく。そのときどれだけの財政的な財源が確保できるのか、その辺のことを少しお願いいたします。

○伊江朝次病院事業局長 今、数字は手元に持っておりませんが、収支に関してはプラスになるというように試算しております。

○山内末子委員 それでは、県民医療を支える立場といたしまして先ほどもありました離島医療についても、111名を確保した上で離島医療の確保について

はどれくらいめどが立っていくのですか。今回の改正で離島医療がどれくらい医療の提供について、サービスの提供について確保ができるかということをお願いします。

○伊江朝次病院事業局長 離島医療一少なくとも医師に関しては、臨時的任用職員でいる人たちの確保はできるというように思っています。それから問題のリハビリテーションでございますけれど、これはリハビリテーションで臨時的任用職員の職も含めた人数のすべての正規職員ポストは確保できてないわけですから、何とか正規職員のポストが確保できなかった臨時的任用職員の方々に対しては、1年の期限ですので新たな雇用、人を探さなければいけないという問題がございます。ですけど、離島に関しては沖縄本島と違って、かなり人材確保に臨時的任用職員の状況は厳しいということもございますから、その辺はぜひそういう欠員にならないように何とか万全を期したいとは思っております。

○山内末子委員 万全を期したいといっても、先ほど来ありますように本当に離島医療の中で医師の確保が大変だということ、それとそういったそれぞれの課題が今浮き彫りにされてきまして、その課題を解消していくためにはどうしても今回のような目の前の対処療法だけの人数の上増しだけではなく、やはりこれは将来的なことも含めて来年度にまた改正をすればいいではないですかという考え方ではなく、もう少し皆様がおっしゃっているのが本当に希望的な意見ですし、県民の命を守るために皆様方が希望的観測を言っているのですよね。100%の医療を確保するためにはやはり、皆様が最初に言った373名、それでも公務員としてそれぞれの中で交渉していく中で病院事業局長が提案した173名は最低限の目の前の医療の確保という数字ではないのでしょうか。私はそのようにとらえていたのですが、その辺ちょっとお伺いいたします。

○伊江朝次病院事業局長 最低限という基準を設けるのはなかなか難しいと思うのですが、少なくとも病院事業がそういった収支を見込んだ、悪化しないような形で分析した数字ではあると思っております。

○山内末子委員 今の医療は本当に日々前進をしておりますし、毎日毎日新しい医療の体系が生まれてきます。県民もこれまでは脳梗塞で倒れたらそのままになってきた方々が、リハビリテーションと専門的な技師がふえたことによっ

て県民の幸せにつながっていくのがこの県立病院の役目だということは、皆さんも話していますし、それも承知のことなのですけれど、県民の幸せにつながるという形でこの定数をやはり確保していかなければならないのではないかと考えていて、皆様が考えていることと一緒にしたいと思います。与党の皆さん方が言っていることも、吉元委員が今言っていたこれだけではもう足りないのではないのですか、というのが我々の考え方であります。先ほど来公務員の医師としての苦悩というものがこの県議会の中であるのですけど、私たちは議員として議会としてやはり皆様方を支える、しっかり後押しをしていくためには皆さまが言える立場、言える環境をつくっていくことも大事だと思って、きょうこういう形で皆様方のお話を聞けて本当によかったと思っています。勇気を持った形で現場のお話をいただいたことも、これは皆様方が命を守るという覚悟を持って、県民の命を守るという覚悟を、これが大変心に染みております。そういった意味でも今回のこの111人、それに対して病院事業局長がこれでも一応皆様方と見解を統一しているということをおっしゃっていましたが、173から111に淘汰されてきた過程の中で、やはりここにも総務部との乖離というものがあるわけですから、その乖離を今後どのように担保を確保していくかということが県立病院の使命だと思いますが、この件についてどのように考えておりますか。

○伊江朝次病院事業局長 これは日々の実績の積み重ねしかないと思います。ですから今、嘱託職員とか臨時的任用職員のやっている業務をしっかりと実績をつくって数字としてきちんと出せるようなものをつくっていかなければいけないだろうと思うのですね。それこそがやはりしっかりしたエビデンスに基づいた交渉になると思います。

○山内末子委員 そういう意味では、大久保院長がすごく大胆な発言もなさっておりますが、そういう観点から少し大久保院長、今後の病院の定数のあり方、あるいはこれからの方針について病院側としてどのようなものを持っていたほうが一番理想的なものかということについてお話を伺わせてください。

○大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長 病院側というか個人の意見になるのですが、定数枠というのは公務員の県立病院の職員を決めるのは定数という枠がないといけないというのは事実なので、これはもう枠を外してくれということではないのです。ただ、枠を拡大していただきたいということは我々の希望です。そうしていただくことによって現場の責任者として

の判断であるとか、裁量の範囲を拡大していただきたい。定数枠を拡大したからといって我々はそれをすぐ全員一すぐ数を採用しようなんてことは毛頭考えていなくて、経済性とかそういうものを考慮した上で必要な人は正規職員で採用するし、人によっては1年間なりしばらくの間病院に適応するかどうかを見る期間も必要ですよ。そういうときには嘱託職員なり臨時的任用職員なりということで採用するし、臨機応変にそれは当然我々はやるのであって、そういった私たちに県民への良質な医療の提供を行うための公共性とか健全な経営を行うための経済性の発揮ということができるようにしてほしいということが希望なのです。今、ぎりぎりの配置定数があって、ぎりぎりでやっていて、それで足りなくて臨時的任用職員、嘱託職員で採用しないといけないような状況の中で、経済性も公共性もへったくれもないですよ、今。正直。だから、我々はきょうここに来ているのです。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員と大久保南部医療センター・こども医療センター院長との間で意見のやりとりがあったが、當間委員長から、山内委員の質疑中であるのでその範囲内で簡潔に答えるよう指示があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

大久保南部医療センター・こども医療センター院長。

○**大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長** 私たちは県民のための医療をよくしたいというだけなのです。県民の要請にこたえたいだけなのです。それだけの経済性を発揮できるような状況をつくっていただきたいというと、皆さん受け方が変わってくるので、そういう経済性を発揮できるような状況にしたいと思っております。

○**山内末子委員** 今県民の医療の体制をつくっていくために何%くらい—80%くらいとか50%だとか、100%に行くにはあと何%くらいのものが必要だと思いますか。どれくらい充実していると思っておりますか。定数についてもそうですけど、満足した医療を提供するために、この定数は何%くらいだと思っておりますか。

○**大久保和明南部医療センター・こども医療センター院長** 難しい質問でちょ

っとお答えしづらいです。ただ、現場としては今100%の努力をしているつもりでおります。

○山内末子委員 100%本当に現場は頑張っているということも本当にきょうのお話を伺いながら私たちは感じております。そういう観点から、病院事業局自体が3000名くらいの人数がいるということで、こういう大所帯のことを一議会でしょっちゅう委員会とかでこの定数についても議論が交わされていますが、本当はもっときちんとした形で、例えば特別委員会とか、そういうことも今後私たち県議会としても考えなければならない時期に来ているのではないかと今感じております。その件について伊江病院事業局長、最後に、今後の病院体系のあり方についてこういうことも必要になってきている時期ではないかということをお願いします。

○伊江朝次病院事業局長 委員のおっしゃるとおり、この五、六年の病院事業に対する県議会の関心の高さには敬服しております。やはりそういう意味では、根本的な議論をしっかりとできる場があればいいというように思っております。

○山内末子委員 国の流れもいろいろ変わってきますし、医療の体系も変わってきます。県民の考え方も変わってきますので、そういった意味で私たち県議会としてもしっかり100%の皆様が医療の現場で働けるようなことをもっと頑張っていきたいと思えます。これからも頑張ってください。終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑ありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 お疲れさまです。1点だけあります。今回定数の条例案が出ておりますけれども、111名というものが出ております。今、野党の皆さんの意見ももろもろ聞いて、各意見ほぼ出尽くしたと思っておりますけれども、人数、定数は111では少ないと、ふやしたほうがいいのではないかともしもろもろあります。時間的に3月28日までにはしっかりとやってほしいという意見もありましたけれども、ほぼ野党の皆さんはいろいろな面でこれから修正案を出すのか何かわかりませんが、もう採決が控えておりますから、この辺しっかりと病院事業局としても各委員の皆さん、院長の皆さんとしても今回の定数の改正案の111名でいいのであれば、それをしっかりとそういった面でしっかりとやってほしいという意見をいただけるのであったら一言お願いしたいと思って

います。

○伊江朝次病院事業局長 私、知事とも協議した結果でございますので、111名ということでございます。

○島袋大委員 我々、照屋委員も言っておりましたし、吉元委員も言っておりましたけれども、やはりそういった形で議論がもっと必要であれば、条例案は撤回して総務部長にも知事にも調整して、こういう議論が深く出ているのであれば一度持ち帰って新たにしっかり議論した形で数字を出すべきではないかというように、我々としては言う権利はあると思っておりますから、そうやらなくてはいけないとも思っております。野党の皆さん、いろいろ数字の面で定数の修正案を出してくるのであれば、この人数、数字が上がってきたものに対しても院長や病院事業局としても、まだまだ足りないよということがあるかもしれませんよ。であれば、その辺は撤回してそういうものを普通にやるべきでありますけれども、先ほどももう一度聞きますけれども、そのような改正案でいいということですよ。

○伊江朝次病院事業局長 私が提案したとおりでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑ありませんか。
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 本当に御苦労さまでした。病院現場の責任者として一番忙しい方々に参考人としておいでいただいて、現場の苦労がよくわかりました。ぜひ高度な質のいい医療サービスを提供しながら、医師確保、収支の改善等と先頭に立って頑張っておられますので、きょうの皆さんの意見を我々も大事にして県立病院事業を支援していきたい、これは答弁は要りません。終わります。御苦労さまでした。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、病院事業局長及び県立病院長に対する質疑を終結いたします。

私がお礼をする前に議長が皆さんに対してお礼を差し上げましたので、総務企画委員会として、参考人の皆さんに一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、御説明ありがとうございました。

各議員、本当に厳しい県立病院の状況の中で、県民の医療、生命をお守りいただいていることに本当に感謝いたしているところでございます。また、島嶼県沖縄でどこにも負けない医療体制を構築されていることに対しても、改めて敬意を表するものでございます。院長の皆さんからもありましたように、これから質、サービスなどが求められるということも多くあると思いますが、どうかこれからも県立病院の果たす役割に御尽力くださり、自信を持って進めてください。本日はありがとうございました。

以上で、参考人に対する意見聴取を終結いたします。

参考人の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人退室)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決などについて協議)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** この際、乙第7号議案に対する修正動議を提出いたします。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、修正案を配付)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 お手元に配付のとおり、乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例に対する修正案であります。読み上げます。

乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。本則中、2607人を2669人に、8074人を8136人に改める。

詳細は資料をごらんになっていただきたいのですが、提案理由としてはきょう現場の病院長も来ていただいてお話を伺いましたところ、やはり現場からの340名余りの要求に対し、病院事業局との協議の中で173名という数字が出ておりますので、173人を加えた形での提案であります。委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 ただいま、乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例に対する修正案が提出されました。

なお、修正案はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、まず乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例に対する修正案を議題といたします。提案理由は、先ほど述べたとおりであります。

これにより、乙第7号議案の修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 原案から62名増員ということですが、人件費とか予算はどうなりますか。経費はどのくらいふえますか。

○新垣清涼委員 今回の提案は、院長たちもおっしゃっていたように、いきなり173名を増員しようということではありません。まず当局から出ている111名をしっかりと押さえた上で、予算はそのままでいいと思っています。そこで、そのコメディカルの部分でまだ50何名か採用されていないのですね。現場では70数名の人たちが働いていらっしゃるわけですが、今回4月1日付でやめざるを得ない人たちがいらっしゃるわけですね。こういう皆さんに、次の6月議会で当局との調整の中で補正予算になると思うのですが、その予算を確保した段階で残っていただく方法がとれると思っています。今、臨時的任用職員や嘱託職員でいる皆さんが、もう働けないのだったらやめてどこかに行こうとするのを6月には補正で何とかやるのでとどまっていたほしいと説得ができるものだと

思っています。そういう意味で、スタートは111名でも構わないと思っています。

○照屋守之委員 極めて無責任で、例えば、これは病院事業経営ですからこれだけ173名で、原案より62名もふやすという修正案をつくるのであれば、それにかかるコストがどれくらいで、経営に対して具体的にどういう影響があるかというところも含めてやらないと。先ほどの話では、執行する側は111名でいいと言っているのに、執行部の実際病院経営をやっている現場も無視して勝手に数字的なものもわからない、経営的な影響もわからない、そういうことが出せるのですか。

○新里米吉委員 まず基本のところ、これは条例定数になるわけです。条例定数の話であって、配置定数の議論ではないのです。今、配置定数と一緒にして話しているわけです。既に条例定数と配置定数の差というものは、県庁の職員では600名近くの差があるのです。今回、僕らがさわるのは条例定数なのであって、配置定数にさわっているわけではないのです。ここを今間違っって質問しておられるような気がしたので、そこは条例定数と配置定数の違いがあることは、この間の議論でも皆さんもよく御存じのとおりです。そして、配置定数の場合は予算定数ですから、予算をつけないといけないわけです。予算には、僕らが勝手にさわれないのです。提案権は知事なのだから。そこをはき違えたらいけないと思っています。それから、あたかも職員が60数名ふえるかのようになっているけれども、これは60数名ふえるのではないのです。臨時的任用職員の人が正規職員になるということであって、その差額分はそんなに大きな数字でないことは皆さんも御存じだと思います。臨時的任用職員ということは、朝から晩まで働いているのです。正規職員と同じように働いているのです。身分の保障があるかないかの違いなのです。だから、いろいろほかの臨時的任用職員と正規職員の違いの支出の分が少し出るかもしれないけれども、その額というのはそれほど大きな額ではない。ただ、生涯賃金の中では出てくるとは思いますが、当面のこの1年間の予算の話ではほとんど大きな差は出ない数字だろうと、臨時的任用職員と正規職員の違いという場合にですね、同じ人がなっていくわけだから、この人たちは年齢も同じ職員がかわるときに大幅に金額が違おうという話にはならない。しかし、先ほどまで私たちは聞いたように、病院事業局は347を精査して今後の経営も含めて、彼らは彼らなりに真剣に考えた173という数字は、いい加減な数字ではない。自分たちも精査をして、今後の経営も含めて出した数字だと。しかし、総務部との話の中で111におろしたのだと。

我々は専門ではないと皆さん言っていたのだけれども、我々以上にずっと執行部の側において研究してきた、検討してきた人たちが精査をして出した数字が173と言っているのだから、いい加減な数字ではないということはそこで裏づけられていると思っています。

○照屋守之委員 ですから、実はいい加減な無責任な提案で、条例定数だから別に構わないと、配置定数とは違うのは当然ではないですか。そしたら今度は、条例定数はそれくらい確保して、配置するときには知事が予算をつけてやるのが知事の責任だと、そういうことでしょうか。

○新里米吉委員 それはどう判断するかの問題が出てきます。

○照屋守之委員 だから、これは知事は111名でいいと言ってやっているのに、これを勝手に執行部の側が予算も組んで、今後の経営的なそのようなものも組みながらやっているのに、先ほど173名か111名というのは、これは経営全体のものも含めて数的に精査をした結果、111名ですよということなのですよ。そうすると、この111名から173名に議員提案として上げるという議員の側は、これは経営にどのような影響が幾ら少しずつの差であっても、これをすることによって、配置はいつごろこのような形でやったほうがいいのか予算的なものも含めてこれを勝手に議員がつくって、これはおかしい話ではないですか。

○新里米吉委員 我々がいつ配置するとか、これは議会の権限ではないことを今言っているのです。それを議会がやれというのですか。これはとんでもない話ですよ。そのほうがむしろおかしいのですよ。それは今でも県のすべての定数が条例定数と配置定数が違うのです。すべての部門で一致しているのは一つもないのです。病院事業局もわずかながら差があるのです。一致してません。100%一致というのは難しいのです。法律も、地方自治法もできるだけ一致させることが好ましいといっているけれども、しかし、一致しないこともあるということを想定しているのです。一致しないということは、現実運用していけばそれは起こるわけだから。その予算をどうするかと、つける場合は、執行部が判断してその予算のつけ方、配置定数は考えていくわけですよ。それをいつ僕たちが配置するとかいうのは、執行部に対する越権行為なのです、逆に。そこは、執行部のほうで条例定数に基づいて近づける努力をしていく、予算をどうしようかとつけていく、それは執行部がこれから我々の、もし通った場合にはその意思を受けて、どう判断しどれくらいつけていくのかは、一気に60何名

無理だったら補正予算で30名つけようとかそういう話の段階であって、そこは僕らが幾らとかこんなことを言ってはいけないし、言える話ではないと思っています。

○照屋守之委員 ですから、提案者はもうちょっとまじめに提案してもらわないと。ですから、私が言っているのはきちんとそういう数字的な根拠も含めてやらないと、ただ自分たちで条例定数だからこれは議員が決めて、あとは執行する側—知事部局が予算をつけてやるという論法ですよ。県知事は、111名ふやして、こういう予算をつけてやりますというものを、無理やり173名にします、予算は我々わからない、こういう経営のもので経営責任も伴うのにそういうところも考えないで提案しているというそのもの自体がおかしいと思うのですけれど、いかがですか。

○新里米吉委員 先ほどから、私の言っていることがよく理解できてないようですが、予算は既についているのです。正規職員か臨時的任用職員の予算なのかの違いで、臨時的任用職員は臨時的任用職員で予算つけるのです。この問題については正規職員としてはついていないが、臨時的任用職員としてはついてるわけです。先ほど言っているのは、60何名職員をふやすということではなくて、臨時的任用職員の職員が62名臨時的任用職員から正規にかかわることになると言っているのです。だから、予算は62名分ついてはいるのです。だから、先ほどから予算がどうのこうのというのは、既にその予算は臨時的任用職員としては確保されている。それを正規にすることが条例定数になるわけです。そこが条例定数と配置定数の違いなのです。配置定数の差が出るのであって、その分は人がいないのではなくて、身分が不安定なままにある人が非常に多くて、そして離島などではそういう人たちを確保するのに、臨時的任用職員の場合は1年で切っていくから新しく人を探すのは大変だと言ってみんな困っているという状況の中で、できるだけ落ち着いて仕事ができるようにする、その人をふやしていかないと大変と、そういうことも総合的に判断して私たちよりも専門の病院事業局が将来の経営も含めて出してきた数字が173ですと言ってきているのに、これを我々が細かく数字を出さないとおかしいということではないと思います。

○照屋守之委員 先ほど臨時的任用職員がいてどうのこうのという話をしますが、これは条例定数であって予算つけるときには県知事がと先ほどは説明しながら、これは既に臨時的任用職員がいてその分プラスアルファでなるとい

うのは、これはおかしい話で、県知事が決めると言いながら、執行部は総務部を含めてこれだけ人数をふやすと人件費がこれだけかかると、経営の影響がどうなりますといろいろなことを病院事業局と詰めて、173名のうちの111名という意思決定をするわけです。そうすると提案者は、111名が173名にするのだったら、これは当然経営に対してどういう影響が出てくるというのはきちんと明らかにしないと、議会ですから。ただ条例定数だけふやしてお願いしますと言ったって、こんな無責任な提案はないのではないですか。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありますか。

浦崎唯昭委員。

○**浦崎唯昭委員** 今の関連の質疑になりますが、臨時的任用職員を正規職員にするということはこれはだれが決めるのですか。

○**新里米吉委員** それは執行部です。

○**浦崎唯昭委員** そうすると、執行部の責任に議会が介入しているということになりませんか。

○**新里米吉委員** 条例定数を審査して決める権限は、我々に与えられています。そこを勘違いしないでいただきたい。実際に執行することと、議会で条例定数を審査することをごちゃ混ぜにしないでいただきたい。

○**浦崎唯昭委員** 臨時的任用職員を正規職員にするということの権限は知事の権限だということです。それを前提で条例定数を改正するわけです。それは知事の職務に議会の権限が介入しているということになるのではないのですか。

○**新里米吉委員** 条例定数について審査をする権限があるし、地方自治法でもそれは認められているのです。認められていない違法行為をしているわけではないのです。ですから、それは我々が審査して、これだけふやすことが沖縄の医療のために大事だという判断をすれば議会としてそれを審査し、それを決める権限はあるわけです。しかし、実際に予算をつけるのは最初から言っているように、それは執行部の権限ですと、それをどうするかというのは執行部が判断して今度はそれに近づける努力はやはり促されると思います。議会の意思としてやったら、近づけていく努力はしないといけないけれども、それは執行部

の責任において財政含めてどうするかという話になります。

○浦崎唯昭委員 近づけるということは違う数字があるということなので、それに対しては議会がそこに介入しているということにもつながるということを書いて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありますか。

糸洲朝則委員

○糸洲朝則委員 いわゆる条例定数は議会で決める、しかし配置定数は執行部が決める、ということは逆に努力する云々という話が出たのだけれど、近づける努力は促される云々と言ったけれども、しかし、配置定数を決めるのは執行部だからいわゆる配置しないかもわからない。したがって、今の予算でいいという意味はそうだと理解しているけれども。

○新里米吉委員 今の予算でいい云々ではなくて、スタートはそうなるのです。これは必然なのです。なぜかというと、ことしの予算はもう提案されているのです。111で当然県は考えて予算出している。これを我々が増嵩して予算をふやせという権限は議会には与えられていない。したがって、スタートは111でふやして、配置定数をやるのはこれは必然ですね。今後、議会の意思として111ではなくて173で、あれだけゼロはかわいそうだとすることを直そうと思ったら、今後執行部も責任においてやっていけばいい。しかし、人がいないのではなく正規職員としての予算ではないが、形を変えて嘱託職員とか臨時的任用職員の形で実際に今いる職員であるということをはっきりしている。この差というのは、ゼロから62名採用されるなら大変な数字だが、62が62に身分を変えるのです、僕らの要求は。だから、そんなに大きな予算の差にならないということを書いているわけです。

○糸洲朝則委員 いわゆる配置定数は、配置しない可能性だってある。したがって、当然この人たちは身分を失うわけですよ。例えば、1年更新とかそういった人たちは。そこは現場の混乱になるのではないのでしょうか。

○新里米吉委員 今、この臨時的任用職員でいる人は1年でやめないといけないのです。今そうなのです。それを予算化して条例定数のおり配置定数もそれに近づければ、その近づけて予算をつけた部分は、あるいはしっかり配置定

数に加えた部分は、首を切られずに仕事が安定して落ち着いてできる人がふえるというだけの話です。だから、今言っている心配は全くなくて逆なのです。逆にその数字が173に111が近づけば近づくほど、身分の安定している人がふえる、今のままだったら1年間でやめざるを得ないと、これだけの違いです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、乙第7号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。

これより乙第7号議案の採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 修正案に賛成する立場で、基本的には前も委員会質疑で言いましたが、定数条例を変えられないということを私たち議員が全国的な視察もしながら、そしてこれを変えてきたと。県立病院を守ろうという運動の中で、そういう背景もあって毎年沖縄県職員定数条例を見直していくという方向になってきたと思います。ですから、111というのは到達点であって、それが否定されるわけではありません。そういう面で、私たちとしては病院事業局が347から精査して、経営やその他のものを考えながら、組織的にやってきた173に定数の枠を拡大すると。質疑応答の中にもありましたが、その枠をふやして、その中で配置定数については病院事業局を含めて知事部局とも話し合いをしながら病院をどうしていくかというようなことになると思います。そういう面で、ぜひ県立病院の状況、先ほどのいろいろな議論がありましたが、現場の本当に苦労して頑張っている病院の現場の状況を思えば、ぜひ173に与党の皆さんも一緒に賛成していただいて、現場の先生方、あと身分の不安定な方々が安定して働けるような状況をつくっていくことこそ、県民の最後の命のとりでと言われている県立病院を守り発展させていくことになると思いますので、ぜひ与党の皆さんも党派を超えて、よりよい県立病院の前進という面で、選良としての議員として判断をして賛成していただきたい、ということで賛成討論にかえます。

○**當間盛夫委員長** ほかに意見、討論等はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 私は執行部の原案に賛成し、修正案に反対する立場です。これは病院事業局も含めて、先ほど病院長の方々の意見も聞きました。病院事業局も県の執行部といろいろ調整をして、知事部局とも調整をして経営的な問題も含めて173名から111名でいだろうということで、彼らもそれを1年間やっていくという形で責任を持って今考えているわけです。再度、病院事業局長にも確認をしたら、111名ということになっておりますので。今後定数については、次年度恐らくそういうふぐあいがあれば、また当然知事部局とも調整をして対応していくということですから、今あえて先ほど修正案の説明がありましたけれども、そういう数字的な根拠もなかなか県民にも説明できないようなそういう無責任な提案というのは議員として、特に病院事業の経営はある程度数字的なもので議員も説得していくということをしていかないと、3カ年間経営再建でやったにもかかわらず、病院経営自体も非常に不透明になっているわけです。ですから、そういうことも含めて先ほどの修正案はもう到底受け入れることはできない案ですから、私は原案に賛成して修正案に反対の立場であります。

○當間盛夫委員長 ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第7号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

まず、本案に対して新垣委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

ただいま、修正案は否決されましたので、乙第7号議案の原案について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○**當間盛夫委員長** 挙手多数であります。

よって、乙第7号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第12号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例の採決を行います
が、その前に意見・討論はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 法人税5%実質減税というような関係もあって、県税収が1億円の減になるという状況になっていきますので、この条例改正案には反対したいと思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第12号議案沖縄県税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第12号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第13号議案、乙第47号議案から乙第49号議案まで条例議案13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案13件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙第8号議案から乙第10号議案まで、乙第13号議案、乙第47号議案から乙第49号議案まで条例議案13件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第53号議案全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について、乙第54号議案西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について及び乙第55号議案包括外部監査契約の締結についての3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第53号議案から乙第55号議案までの3件は可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議願います。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 各派代表者会議でも議論になりました不発弾等対策条例をみんなで検討する必要があるのではないかということでありましたので、今お手元に不発弾等対策条例案を総務企画委員会で検討していただきたいということで、提出したいと思います。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

ただいま前田委員から提案のありました本委員会所管事務調査事項、広報、危機管理及び消防防災についてに係る不発弾等対策条例（案）についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

(休憩中に、議題の追加について協議。前田委員から不発弾等を取り扱う全体的な条例がないため、各派代表者会においても不発弾等対策条例を検討する必要があるとの議論があったことから、所管事務調査に追加して、継続して検討してもらいたいとの提案理由説明がなされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

本委員会調査事項、広報、危機管理及び消防防災についてに係る不発弾等対策条例案については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し直ちに審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査、広報、危機管理及び消防防災についてに係る不発弾等対策条例（案）についてを議題といたします。

本件について前田委員からの提案の説明がございましたので、提案理由を省略したいと思います。

これより不発弾等対策条例（案）に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

休憩いたします。

（休憩中に、所管事務調査事件の変更についてを議題に追加することについて協議）

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

総務企画委員会所管事務調査事件の変更についてを議題といたします。

総務企画委員会所管事務調査事件一覧については、お手元に配付した変更案のとおり変更し、議長に対し、閉会中継続審査の申し出を行ってよいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫